

宇佐市
過疎地域持続的発展計画
(令和 8 年度～令和 12 年度)

案
稿

令和 8 年 月
大分県 宇佐市

目 次

1 基本的な事項	4ページ
(1) 宇佐市の概況	
(2) 人口及び産業の推移と動向	9 ページ
(3) 行財政の状況	12 ページ
(4) 地域の持続的発展の基本方針	15 ページ
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	17 ページ
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	18 ページ
(7) 計画期間	18 ページ
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	18 ページ
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	20 ページ
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	21 ページ
(3) 計画	22 ページ
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	23 ページ
3 産業の振興	24 ページ
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	27 ページ
(3) 計画	28 ページ
(4) 産業振興促進事項	30 ページ
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	31 ページ
4 地域における情報化	32 ページ
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	32 ページ
(3) 計画	33 ページ
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	33 ページ
5 交通施設の整備、交通手段の確保	34 ページ
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	34 ページ
(3) 計画	35 ページ
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	36 ページ

6 生活環境の整備 37ページ

(1) 現況と問題点	
(2) その対策	40 ページ
(3) 計画	42 ページ
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	43 ページ

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 45 ページ

(1) 現況と問題点	
(2) その対策	48 ページ
(3) 計画	50 ページ
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	51 ページ

8 医療の確保 52ページ

(1) 現況と問題点	
(2) その対策	52 ページ
(3) 計画	52 ページ
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	53 ページ

9 教育の振興 54ページ

(1) 現況と問題点	
(2) その対策	56 ページ
(3) 計画	57 ページ
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	57 ページ

10 集落の整備 59ページ

(1) 現況と問題点	
(2) その対策	60 ページ
(3) 計画	60 ページ
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	60 ページ

11 地域文化の振興等 61ページ

(1) 現況と問題点	
(2) その対策	62 ページ
(3) 計画	62 ページ
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	63 ページ

12 再生可能エネルギーの利用の促進	64 ページ
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	64 ページ
(3) 計画	64 ページ
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	64 ページ
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	65 ページ
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	65 ページ
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	65 ページ
14 事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	67 ページ

案

宇佐市 過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 宇佐市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然

宇佐市は、大分県北部地域に位置し、北に周防灘が開け、南は立石山・人見岳等標高約 1,000m の山岳を境に玖珠町・由布市に、西は中津市に、東は豊後高田市・杵築市・日出町・別府市にそれぞれ接しています。

面積は 439.05km²、南北約 30km、東西約 15km、標高差 1,000m の広大な地勢で、海浜地域から平野地域、都市的地域、中山間地域、内陸盆地地域及び大規模な森林地域まで非常に多様な地域構成となっています。

広域的にその位置関係をみると、県都大分市と福岡県北九州市のほぼ中間に位置しています。

地形をみると、北部は広大な宇佐平野及び標高 40~200m の台地で、中部は標高 500~600m 級の山々、標高 90~120m の盆地と続き、南部は九州の屋根九重山系に通じる標高 1,000m 級の森林地域で形成されています。その緑豊かな森林地域を源にした多くの支流から恵良川、津房川と水を集め、その後駅館川となり、寄藻川、伊呂波川などと平行して宇佐平野を流れ周防灘に注いでいます。

地質は、洪積世前半の耶馬溪層、駅館川層、新第三紀火山噴出物の地層、それを覆う筑紫溶岩、火山岩等からなっています。宇佐平野の地質は、沖積地のうち礫を主とする地域、台地のローム・礫・基盤の地域によって構成されています。

北部から中部にかけての気候は、瀬戸内気候区に属し、冬季でも 0℃ 以下になることが少なく、年間を通じて比較的温暖で降水量が少ない気候ですが、南部の気候は、山地型気候区に属し、特に冬季は気温が低く降霜・降雪が比較的多くなっています。

このように、本市の自然環境は、長い海岸線と穏やかな海、広大な平野、緑濃い森林、豊かな水をたたえた河川など、多様性に富んでいることが特徴です。

② 歴史

本市は、文化財の宝庫といわれ、宇佐神宮や東西本願寺別院、龍岩寺、鎧絵、石橋など、文化遺産が数多く保存・継承されている古い歴史を有するまちです。

奈良時代の古事記・日本書紀には、宇佐は日向や出雲とともに、神代の昔から栄えており、天孫降臨に先だって三女神が宇佐島に天降り、また神武天皇東遷の時、菟狹津彦、菟狹津媛が一行を迎えて歓待したこと等を記されています。

神亀 2 年（725 年）に宇佐神宮が造営されてからは、九州の大半を領地に持

ち、その財政的・宗教的大勢力は国東半島の仏教文化をも含めた宇佐文化の華を咲かせました。

しかし、戦国時代頃からは、宇佐神宮の勢力も漸次衰退し、江戸時代末期には天領、神領、島原藩領、中津藩領、旗本時枝領に分割統治されました。

明治4年7月には日田県、厳原県、島原県、中津県の管轄となり、同年11月の府県統合により、小倉県の管轄となりました。その後、明治9年4月の小倉県廃止で福岡県、同年11月には大分県の所管になるなど地方自治の準備が進められ、明治22年4月の大分県町村制実施により、当時多くの村があった宇佐郡内の村が合併し、27町村となりました。

昭和26年4月、竜王村は2つに分割され、一部は明治村と合併し、深見村となり、一部は安心院町に合併しました。昭和29年3月には、四日市町、天津村、長峰村、八幡村、横山村、麻生村、糸口村、高家村の1町7村が合併して四日市町となり、また同年同月、西馬城村、豊川村、駅館村が合併した駅川村は、翌年8月、町制を施行し、駅川町となりました。

さらに、昭和30年1月、安心院町、深見村、津房村、佐田村の1町3村と駅川町の一部が合併し安心院町になり、同年同月、南院内村、院内村、東院内村、高並村、両川村の5村が合併し院内村となり、後の昭和35年10月には町制を施行し院内町となりました。続いて昭和30年3月、長洲町、柳ヶ浦町、和間村の2町1村が合併し長洲町となり、同年同月、宇佐町、北馬城村、封戸村の1町2村が合併し宇佐町となりました。

昭和42年4月1日、四日市町、駅川町、長洲町、宇佐町の4町が合併して宇佐市が誕生し、平成17年3月31日には旧宇佐市、旧安心院町、旧院内町の1市2町が合併し、現在の「宇佐市」となりました。

③ 社会

本市の人口は、令和2年国勢調査によると52,771人で、14歳以下の若年人口比率は11.6%、65歳以上の高齢者人口比率は36.5%で、以前にも増して人口減少・少子高齢化の傾向が顕著に表れるなど、極めて厳しい状況が続いています。就業者数は23,517人で、このうち第一次産業9.4%、第二次産業30.5%、第三次産業が59.4%の就業者比率となっています。高齢化に伴い、第一次産業就業者比率の減少は今後も続くものと予測されます。

土地利用の状況については、市土43,905haのうち林野面積が60.1%を占め、田を主とする耕地面積が18.0%、宅地が3.5%、その他が18.4%となっています。

また、都市計画区域は市の北部に9,622haが指定され、そのうち中心部の782haが用途地域として利用規制されています。

交通体系では、鉄道は、JR日豊本線が本市の海岸部を東西に通過し、市内に6駅が設置され、特急列車が柳ヶ浦駅と宇佐駅に停車し、通勤・通学、観光

等で利用されていますが、利用状況としては年々減少の傾向を示しています。

本市と周辺都市を結ぶ主要な道路に、平野部を東西方向に走る東九州の主要幹線道路である国道 10 号と福岡県北九州市を起点に、大分・宮崎の各県を結ぶ東九州自動車道があり、地域間幹線道路として、南北を縦貫し、玖珠町へ通じる国道 387 号、東隣の豊後高田市、国東半島へ向かう国道 213 号、内陸部を東西から南北に貫き耶馬渓から別府に通じる国道 500 号のほか、県道・主要地方道としては、海岸線を平行して走る中津高田線、耶馬渓方面へ向かう宇佐本耶馬渓線と耶馬渓院内線、杵築市山香町へ通じる山香院内線、由布市湯布院町へ通じる安心院湯布院線があります。

また、都市間幹線道路として、一般県道や広域農道をはじめとする大幹線農道、農免農道、一般農道、市道があり、これらの道路網が有機的に整備されつつあり、市民生活の利便性や産業・観光面の活性化に寄与しています。

④ 経済

本市の事業所・企業については、令和 3 年経済センサス活動調査によると総数 2,420 事業所、従業者数 21,608 人となっています。

事業所数が最も多い産業は「サービス業」で総数の 38.3% を占め、続いて、「卸売・小売業、飲食業」(34.0%)、「建設業」(9.1%)、「製造業」(7.5%) の順となっています。次に従業者数が最も多い産業は「サービス業」(37.7%) で、続いて「製造業」(22.5%)、「卸売・小売業、飲食業」(21.5%)、「建設業」(8.0%) となっています。

商業・サービス業に関しては、近年の大型店の出店や生活様式の変化に加え、人口減少・高齢化の進行により、関係事業者の経営は厳しい状況にあります。中小商店の廃業や商店街の衰退が進行しているため、商業事業者が安定した経営を保てるように、経営相談や金融対策、起業支援など支援体制の充実を図ります。また、空き店舗の増加に対応するため商店街の活性化に向けた関係団体の活動を支援するとともに、商工団体との連携強化に努めています。

工業に関しては、地域産業の振興や雇用機会の増大等に寄与し、地域経済をけん引する役割を担っています。そのため、積極的に誘致活動を推進するとともに、受入体制の整備や人材確保に努めています。

また、企業間の連携強化等を行うことで、企業が持続的に活動できる環境整備に努めています。

観光に関しても、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化などにより、ニーズや志向の多様化が進行していることに加え、懸念であった宿泊施設の整備が進んでいること、インバウンド観光客が増加傾向であることなど観光を取り巻く環境は大きく変化しています。

観光は、波及効果の裾野が広く、経済的効果だけでなく社会的、文化的効果などが期待される総合産業であることから、ブランド力及び知名度の向上に向

けた「情報発信の強化」や観光客の満足度向上に向けた「受け入れ体制の強化」、観光地としての魅力向上に向けた「観光資源の保護・保全と再発見・強化」、観光振興を牽引する「人材・組織の強化」を4本柱とした施策の充実に努めています。

本市の基幹産業である農業に関しては、高齢化や後継者不足等により農業就業人口が減少するとともに、耕作放棄地の増加や宅地化の進展等により農地が減少しています。加えて、資材高騰等による生産コストの増加など、農業を取り巻く環境は大きく変化しています。

農業は、食料の安定供給、水源涵養機能、美しい自然環境の保全など、多面的で重要な役割を有していることから、国が推進する樹園地再編整備等に取り組むことにより耕作放棄地の解消や農地の有効活用に努めています。

また、時代に合った効率的な農業経営への転換が求められていることから、経営規模の拡大だけでなく新規就農や農業参入企業を支援することで、多様な担い手の育成に取り組んでいます。

生産基盤の整備、農地の集積・集約、集出荷体制の整備等により生産性の向上を支援するとともに、新たな農畜産物の導入、ブランド化、6次産業化、高収益作物の産地拡大等により農業所得の向上に取り組んでいます。

併せて、多面的・公益的機能を担う中山間地域の農業を積極的に支援することで農村地域の課題解決に努めるとともに、地域の活性化を図るため世界農業遺産の認定を契機に都市との交流推進に取り組んでいます。

林業を取り巻く環境は、木材需要の減退や木材価格の低迷等により収益性が低下し、過疎化や高齢化の進行により担い手が減少するなど厳しい状況が続いていることから、林道や作業道など生産基盤の整備により生産性の向上を図るとともに、市産材の活用等による林産物の需要拡大に努めています。

また、林業団体の育成強化による担い手の確保や森林の適正管理による森林資源の保全・形成に努めるとともに、世界農業遺産の認定を林業の活性化に活かすことができるようブランド力の向上に取り組んでいます。

漁業を取り巻く環境は、人口減少や高齢化の進行、グローバル化の進展等により、漁業従事者及び経営体数、漁獲量はともに減少傾向にあります。

また、魚価の低迷により漁業経営は厳しい状況が続いていることから、生産性の向上に向けた漁場の整備や生産基盤の整備、経営の改善に向けた流通体制の確立や観光漁業の推進に努めています。

イ 過疎の状況

本市においては、これまでの過疎関連法令の基準年とされてきた昭和 35 年から昭和 50 年にかけて大幅な人口の減少がみられました。

これは、耕種農業を主体とする第一次産業が本市の基幹産業基盤であった当時、日本が高度経済成長を遂げる時代に入ったことから、零細な経営規模が大半を占め労働生産性が低位な農業と他産業との所得格差が広がり、青壯年層が他産業へ移行し他地域へ流出した結果であると推察されます。

このため、昭和 45 年以降若者の就業の場を確保するため企業誘致を積極的に進め、電気機械器具や自動車部品製造関連等の工場の進出をみることができ、また、交通体系の整備、農林水産業の振興、生活環境の整備、文化・教育・スポーツ施設の整備等に努めてきた結果、昭和 50 年から昭和 60 年までの間は、微増ではあるものの人口増に転じました。

しかし、昭和 60 年以降は、社会減に加え少子高齢化社会の進展による自然減が要因となり、一貫して人口減少が続いている、この傾向は日本全体が人口減少社会に突入していることから今後も続くことが予想されます。

平成 17 年 3 月 31 日に、これまでの宇佐市、院内町、安心院町が合併し新生「宇佐市」が誕生しました。

今後も、住民生活レベルで地域内の融和と連帯により信頼の基盤をつくり、地域の人・もの・自然など様々な資源を活かしたまちづくりを一層推進していくなければなりません。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本市の令和 2 年の就業人口は 23,517 人で、昭和 60 年と比較し 8,917 人・27.5% の減少です。この割合を産業別にみると、第一次産業の就業人口の占める割合は大幅に低下している一方、第二次産業と第三次産業の割合が高くなっています。農業就業人口が、製造業やサービス業等に移行していると考えられます。

産業構造を産業別市内純生産比率でみると、第一次産業の占める比率は、令和 2 年で 2.7% と、昭和 60 年の 13.2% から令和 2 年にかけて 10.5% 低下しています。

産業別就業人口比率とあわせてみると、第一次産業就業人口比率 9.4% が 2.7% の純生産額しか生んでいないことから、その生産性と一人当たり所得は依然、他産業に比べて低いと言えます。

産業発展と所得向上に向け、農業では、新たな担い手の確保、農地の有効活用、生産基盤や集出荷体制の基盤整備、高収益作物への転換、6 次産業化の推進、集落営農の組織化等、林業では、市産材の活用等による林産物の需要拡大、水産業では、漁場整備や流通体制の確立、観光体験漁業の推進が求められます。

第二次産業では、さらなる企業立地の推進に向けて、誘致活動の充実や人材

確保、受入体制の整備が求められます。また、企業が持続的に発展できる環境整備が求められます。

第三次産業では商業事業者の経営安定及び商店街の活性化に向けて、宇佐商工会議所や宇佐両院商工会、四日市商店街振興組合等との連携強化を図るとともに、支援体制の充実や商工関係団体の活動支援及び人材育成等が求められます。

サービス業については、生活ニーズに応じたサービスや情報通信等のビジネス支援サービスの振興が求められます。

さらに、定住人口の維持・確保と快適な生活環境の実現を図るため、住宅の供給、上下水道の整備を促進するとともに、保健・医療・福祉の体制整備等により、子どもや高齢者をはじめとしたすべての人々が安心して暮らせるまちづくりを進めなければなりません。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

本市では、昭和50年から平成2年の15年間の人口は、67,777人から65,541人へ3.30%減少しており、年少人口（0～14歳）は18.34%減、若年者人口（15～29歳）は23.07%減であることに対し、高齢者人口（65歳以上）は36.67%増加しています。

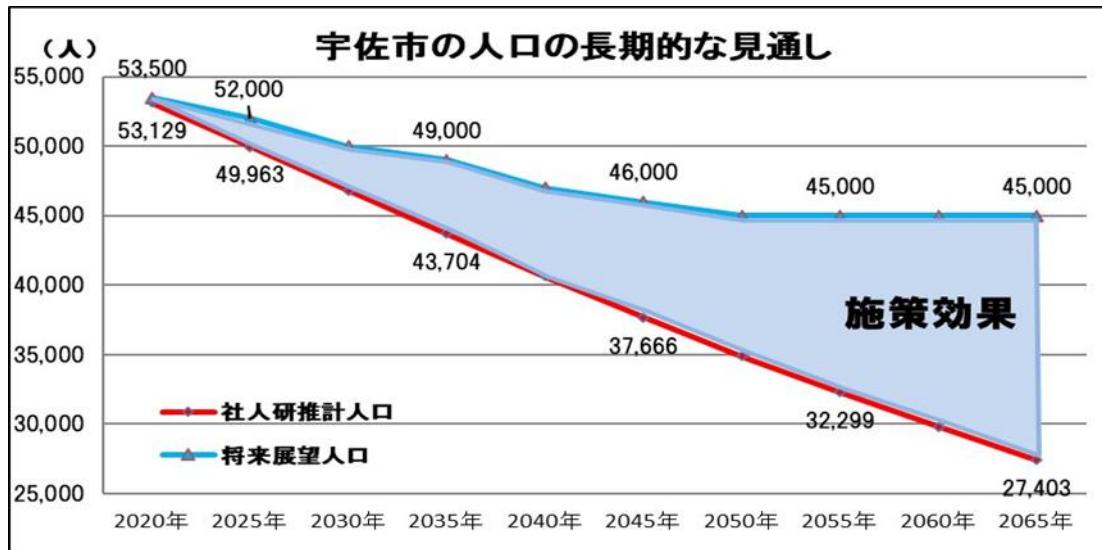
合併した平成17年から令和2年までの15年間では、人口が8,038人、13.22%減少しています。この間の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は減少している一方、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。この傾向は昭和50年から令和2年まででも同様で、少子と若年者の転出、長寿・高齢化が進んでいることがうかがえます。

このような状況の中、効果的な施策を行わなければ、今後の市的人口減少や少子高齢化がさらに加速していくと見込まれます。

表1－1（1）人口の推移（国勢調査）

区分	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	人	実数	増減率	実数	%	実数	%	人	%
総数	67,777	65,541		△ 3.30	60,809	△ 7.22	56,258	△ 7.48	52,771	△ 6.20
0～14歳	14,425	11,780		△ 18.34	8,094	△ 31.29	6,823	△ 15.70	6,164	△ 9.66
15～64歳	43,840	40,761		△ 7.02	34,948	△ 14.26	30,212	△ 13.55	26,878	△ 11.04
うち15～29歳(a)	12,800	9,847		△ 23.07	8,293	△ 15.78	6,710	△ 19.09	5,864	△ 12.61
65歳以上(b)	9,512	13,000		36.67	17,591	35.32	19,082	8.48	19,292	1.10
(a)/総数 若者者比率	18.89	15.02		-	13.64	-	11.93	-	11.11	-
(b)/総数 高齢者比率	14.03	19.83		-	28.93	-	33.92	-	36.56	-

表1－1（2）人口の見通し



令和2年（2020）3月宇佐市人口ビジョン（改訂版）

イ 産業の現況と今後の動向

昭和60年以降の本市の就業人口は、人口の減少にともない一貫して減少しています。昭和60年から令和2年までの35年間で8,917人、27.5%の減少で、人口の減少率（22.3%）に比べて高くなっています。

これを産業別にみると、第一次産業就業人口が9,489人から2,231人（76.5%減）、第二次産業就業人口が9,313人から7,193人（22.7%増）、第三次産業就業人口が13,625人から13,980人（2.6%増）となっています。

このことから、就業構造が第一次産業から、他産業である製造業、建設業、卸売・小売・飲食業、サービス業等へ著しく転換してきたといえます。

令和2年の産業別就業人口比率は、第一次産業が9.4%、第二次産業が30.5%、第三次産業が59.4%です。

第一次産業の主力は農業であり、北部の平野部では、米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業が行われ、畑地ではいちご、小ねぎなどが栽培されています。

南部の中山間地では地域の特性を活かしてぶどう、ゆずなどの果樹が栽培され、県内最大の産地を形成しています。

しかしながら、担い手不足や農畜産物の価格低迷など、農業・農村を取り巻く情勢は厳しさを増しており、本市においても、農家の高齢化と後継者不足などにより耕作放棄地の増加や農村集落の維持等が課題となっている状況です。

今後は、経営規模の拡大にとどまらず、新たな担い手を確保し、農地を集積・集約するとともに、各地域の特性に応じて農業基盤を整備するなど生産コストを下げる必要があります。

また、新たな農畜産物の導入、ブランド化、安定した集出荷販売体制の整備、流通販売体制の強化、産地直売等による流通チャンネルの多角化なども求められています。

製造業は、進出企業である自動車関連企業を中心に、酒類製造業や食品加工業などの地場産業が立地しています。それらの企業は、地域産業の振興や雇用機会の増大など地域経済をけん引する役割を担っています。

そのため、さらなる企業誘致と併せて、受入体制の整備や人材の確保が求められています。また、進出企業と地場企業がともに持続的に発展できる環境整備が求められています。

観光産業については、持続可能な観光地域づくりを進めるため、インバウンド観光客の急増やアクティビティや体験重視の多様化した旅行スタイルに対応できる体制を構築する必要があります。

本市には、数多くの観光資源、観光施設がありながら、十分に有効的に活用されていないため、今後は、観光メニューの高付加価値化やインバウンド受入れ体制の充実に努め、観光消費の拡大に努めるとともに交流人口のみならず関係人口の誘客を促進していく必要があります。

案

(3) 行財政の状況

ア 行財政

本市では、硬直化した財政状況から脱却し、社会経済情勢の変化に柔軟に対応可能な行財政基盤を構築するため、行財政改革プラン及び行財政改革ビジョンに基づき、市民と行政が一体となって行財政改革に取り組んできました。

そうした中、合併に伴う財政支援措置が終了し、平成27年度から普通交付税（平成29年決算額：約80億円、構成比24%）が遞減していくこととなる一方で、本庁舎・安心院支所の建設、宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設の整備、老朽化した各種公共施設の改修といった大型公共事業に取り組む必要があったことから、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とする「第三次宇佐市行財政改革ビジョン」を策定し、このビジョンに基づき、包括的かつ網羅的に設定した25推進項目にわたる取り組みを進めました。

その後も、新型コロナウイルス感染症への対策や燃料費、資材費等の急激な物価高騰への対応など、市民の生命、生活を守る施策と同時に、アフターコロナを見据えた施策を実施しながら、雇用の維持と事業の継続の確保、地域経済の立て直しを図りつつ、国の地方創生関連事業の交付金等の積極的な活用はもとより、ふるさと納税など柔軟な発想での財源確保に努めながら、スクラップ・アンド・ビルトの視点に立ち、事務事業の有効性を検証し、さらなる事務事業の改革及び業務改善による積極的な経費の削減を図るなど、適正な財政運営に努めてきました。

しかしながら、本市の財政状況としては、令和6年度決算において、経常収支比率は合併後最大の数値となりました。要因としては、扶助費や人件費の割合が、他市と比較して多いことなどが挙げられますが、今後も物価高騰・賃上げなどによる物件費や人件費の増加、老朽化が進む公共施設の維持管理費の増加などが見込まれることから、経常収支比率は高止まりすることが懸念されます。

こうした財政状況を踏まえ、課税・徴収体制の充実や国・県等の補助金の活用等による、より一層の歳入の確保や歳出の見直しをはじめとする知恵を絞った財政運営を行うことで、足腰の強い行財政基盤を構築していく必要があります。

また、将来にわたり持続可能な行政運営と市民サービスの維持・向上を図っていくためには、老朽化が顕著な公共施設等の今後のあり方について基本方針を定めた「公共施設等総合管理計画」に基づき、今後も必要とされる安全な公共施設等の形成に向けて、社会情勢や利用状況等を踏まえて、適宜にあり方検証を行い、中長期の視点で適正化を図るとともに効率的に活用する必要があります。

さらに、複雑・多様化する行政課題の解決には、職員の更なる資質向上はもとより、自治体DXによるサービスの高度化と効率化を図ることが求められます。

います。また、これまで以上に市民や地域との協働の促進や民間企業等のノウハウの活用に取り組む必要があります。

今後も、行財政改革に向けた不断の取り組みが不可欠であることを市民と共有したうえで、少子高齢化や人口減少、地域経済の変化、大災害への備え、教育や福祉の充実など、課題が無数に山積する宇佐市の現状を立て直し、持続可能な財政運営を堅持しつつ、健全財政の枠組みを維持していきながら、より良いかたちで次の世代へとつなげていくため、市民ニーズの検証や費用対効果等の観点から主体的な事務事業の見直しを行い、更なる事業の選択と集中を図りながら、宇佐市の行政経営を実行することが求められます。

案

表 1-2(1) 宇佐市財政の状況（地方財政状況調）

(単位：千円、%)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額A	29,961,532	30,653,009	39,183,770
一般財源	19,938,286	19,710,095	20,315,200
国庫支出金	5,566,042	4,948,819	11,404,782
県支出金	2,297,719	2,801,859	3,161,649
地方債	1,132,400	1,794,800	2,463,202
うち過疎債	238,300	266,100	772,400
その他	1,027,085	1,397,436	1,838,937
歳出総額B	28,171,639	29,058,725	38,033,655
義務的経費	14,741,554	14,462,279	16,458,207
投資的経費	4,661,684	4,836,756	5,339,156
うち普通建設事業	4,657,690	4,720,391	5,145,480
その他	8,768,401	9,759,690	16,236,292
過疎対策事業費	6,049,015	2,747,160	1,501,509
歳入歳出差引額C (A-B)	1,789,893	1,594,284	1,150,115
翌年度へ繰り越すべき財源D	229,854	153,318	210,412
実質収支 C-D	1,560,039	1,440,966	939,703
財政力指数	0.42	0.43	0.43
公債費負担比率	15.4	13.9	14.9
実質公債費率	—	—	6.4
起債制限比率	8.5	4.5	4.2
経常収支比率	86.1	85.9	95.9
将来負担比率	—	—	15.8
地方債現在高	26,493,440	26,009,725	29,497,910

イ 施設整備水準等の現況と動向

令和 2 年度末の市道の実延長は 1,227km で、改良率 57.0%、舗装率 88.2% であり、平成 22 年度末と比べ改良率で 1.6 ポイント、舗装率で 0.8 ポイント向上しています。

また、農道は延長 516.9km、林道は延長 85.6km であり、今後も計画的に整備を進めていく必要があります。

水道施設は、上水道、簡易水道及び飲料水供給施設を有しており、令和 2 年度末の普及率は 75.7% です。

下水道施設は、平成 4 年 3 月供用開始の公共下水道の他、農業集落排水及び合併浄化槽が普及しております、令和 2 年度末の水洗化率は 69.8% です。

医療機関は、令和 2 年度末で病院 9ヶ所、診療所 72 カ所で、人口千人当たりの病床数は 20.2 床です。人口減少や高齢化が進行する中、かかりつけ医の機能や救急医療体制等の充実が求められています。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況（公共施設状況調査）

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2年 度末
市道 改良率 (%)	24.2	46.2	52.9	55.4	57.0
舗装率 (%)	46.9	83.6	86.5	87.4	88.2
農道 延長 (m)				525,940	516,914
耕地 1ha当たり農道延長 (m)	46.8	46.5	54.3	—	—
林道 延長 (m)				94,142	85,600
林野 1ha当たり林道延長 (m)	9.5	10.2	15.5	—	—
水道普及率 (%)	51.9	60.9	64.4	74.9	75.7
水洗化率 (%)	0.0	0.0	23.6	44.0	69.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)		17.3	18.7	19.9	20.2

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア これまでの成果と課題

昭和30年代後半からの日本経済の高度成長の過程で、農山漁村を中心とする地方の人口が急激に大都市に流出した結果、地方では、人口の過度の減少により地域社会の基礎的な生活条件の確保にも支障をきたすなど深刻な問題が生じました。

こうした人口の減少に起因する地域社会の諸問題に対処するため、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、過疎地域に対する措置法が10年ごとに施行され、国、県、市町村が一体となって総合的・計画的な事業を実施してきました。

そうした中、本市では、道路や上下水道、また光通信網の整備など市の発展を支える基盤の整備に積極的に取り組みました。

加えて、宇佐神宮本殿の改修支援や石橋の環境整備など文化的資源の保全や双葉山、賀来飛霞・惟熊、松田新之助などの偉人の顕彰、からあげを題材にしたご当地映画の撮影などを通じて、地域資源を活用した交流人口の増加に努めきました。

さらに、周辺地域の活性化を図るため、小学校区を単位とした新たな地域コミュニティ組織の構築や空き家対策、コミュニティバスの運行などに取り組むことで、均衡ある発展に努めてきました。

今後は、地方分権の進展により、国が一律に進める政策から自治体の特色・資源を活かした政策への転換が一層求められてくるものと思われます。そのため市全域が均衡的に発展できるように、引き続き基盤整備の促進と、住民活動の支援に取り組む必要があります。

以上のことから、本計画の必要性はさらに高まっており、まちづくりの戦略として継続する必要があります。

イ 持続的発展の方針

これまでの過疎地域に対する措置法のもと、総合的かつ計画的に過疎対策事業を実施し、道路整備をはじめとした基盤整備においては一定の成果が上がっているものの、路線バスの廃止等により交通体系の整備では都市地域と比較して格差が生じています。

さらに、人口の減少や高齢化が進行している中、産業の振興、コミュニティの維持、交通手段の確保、医療の確保などの新たな課題が生じているため、従来のインフラ整備はもとより、ソフト対策を含めてより総合的な過疎地域の対策に取り組む必要があります。

そこで、本市の「過疎地持続的発展計画」は「宇佐市総合計画」及び「宇佐市国土強靭化計画」を上位計画とし、他の関連する計画との連携、整合性を図りつつ構築したうえで、「宇佐市総合計画」の中長期的なアクションプランとなる「宇佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿って取り組みを推進します。

以上のことから、本地域の持続的発展の方向性については、宇佐市総合計画に掲げる「定住満足度日本一・交流満足度日本一のまち」を目指すものとし、以下の3点をその基本戦略とします。

① 地理的優位性の活用

高速交通網の整備により、北部九州と周防灘を循環する各ネットワークが構築されています。中津日田道路の整備により、それらのネットワークの結節点に本市が位置することから、その地理的優位性を活かして、経済、文化、観光等の振興に努めます。

② 歴史文化、人物、農林水産業など地域の潜在力の活用

米、ぶどう、ゆずなど豊富な農林水産物や宇佐神宮や宇佐海軍航空隊跡、石橋、饅絵等の歴史的な文化財などの地域資源を活用したツーリズムを推進し、魅力あるまちづくりに努めることで、交流人口の増加はもとより関係人口の創出を図ります。

③ 周辺部を含む地域の均衡ある発展

宇佐市全体が均衡ある発展を遂げるために、交通体系や住環境の整備等の社会基盤を整えるとともに、「地域コミュニティ組織の設立」などの市民主体のまちづくり活動を支援することにより、住みやすいバランスのとれた市民主体のまちをつくります。

この基本戦略及び「大分県過疎地域持続的発展方針」のもと、本市の持続的発展は、次の8つを重点施策とします。

なお、国際社会全体の持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の理念は、市政推進の基本理念と方向性を同じくする部分があることから各種施策の実施を通じて持続可能な社会の実現を目指します。

- 1 安全・安心な生活を守るまち
- 2 豊かな自然と風景を未来に継ぐまち
- 3 快適な生活空間を築くまち
- 4 健やかな暮らしを支えるまち
- 5 個性豊かな人材と文化を育むまち
- 6 儲かる産業を興すまち
- 7 多様な交流と協働で人と人が繋がるまち
- 8 対話と効率的な行政で信頼されるまち

（5）地域の持続的発展のための基本目標

本市には、森林や河川、棚田、水田、海など豊かな自然が保たれています。

また、全国八幡様の総本宮宇佐神宮をはじめ、東西本願寺別院や龍岩寺、鑿絵、石橋など歴史遺産が数多く残されています。

このような中、農商工の連携による6次産業化や企業参入等の推進による農業、「浜の市」の開催やブランド化の推進等による水産業、そして、酒類のほか自動車部品等を製造する技術産業、歴史文化、スポーツ、グリーンツーリズムなど多様な地域資源を活用した観光など多彩な産業活動が活発に行われています。

また、市内各地で市民が中心となって行っている健康づくりや、子育て支援、高齢者福祉等の充実により、市民の保健・福祉の向上が図られています。

さらに、地域コミュニティ組織を設立し、地域住民が主体となったまちづくり活動が活発に行われるとともに、市民やNPO、ボランティアなど様々な分野で多様な主体が交流し、協働の取り組みが展開されています。

しかし、人口の減少に歯止めがかからない状況が続いているおり、このままでは、将来的に地域の活力を維持することが困難となる恐れがあることから、今後は、出産や子育て等に係る自然増対策はもとより、産業の振興や移住の促進、また関係人口の創出を中心とした社会増対策の充実に取り組み「宇佐市人口ビジョン（改訂版）」に掲げる将来推計人口（2050年以降45,000人規模の維持）の実現を目指します。

目標指標

No	指標項目	単位	現況	目標
			令和6年度	令和12年度
1	人口	人	49,903	50,000 (人口ビジョン)
2	社会増減	人／年	-35	±0
3	合計特殊出生率	—	1.35	2.1 (人口ビジョン)

(6)計画の達成状況の評価に関する事項

本計画は、「宇佐市総合計画」及び「宇佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った計画であることから、達成状況の評価についても、毎年実施している宇佐市総合計画における施策評価を本計画の評価とします。

(7)計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5ヶ年とします。

(8)公共施設等総合管理計画との整合

ア 宇佐市公共施設等総合管理計画との適合

本計画に記載された全ての公共施設等の整備・再編が宇佐市公共施設等総合管理計画に適合します。

イ 基本方針

① 次世代に負担を残さず、持続可能な施設の保有

将来世代に負担を残さず、持続的な公共施設等の管理運営を目的に、人口や財政の見通しを踏まえて老朽化した低利用施設の廃止・集約・複合化などにより保有量を縮減し、最適化（再編）を図ります。

② 社会情勢や住民ニーズに応じた市民サービスの提供

社会情勢や少子高齢化などの環境変化や今後の市民ニーズに対応した公共サービスを提供していきます。

③ 安全・安心な公共施設等の形成

昨今の異常気象による災害や老朽化した公共施設等の不具合事故などもあって、安全に対する住民意識は高まりを見せています。今後も地域防災力を強化するため、限られた財源を必要な公共施設等の保全に集中することで、安全・安心な公共施設等の形成を図ります。

④ 中長期の見通しに基づく効率的かつ効果的な管理運営

今後必要とされる公共施設等については、故障のつど修理を行う「事後保全」から、中長期的かつ計画的な「予防保全」（長寿命化）に転換を図ります。併せて、公共施設等のトータルコスト縮減と収支を意識した経営により健全財政を維持し、今後のまちづくりなど多様な行政需要に対応します。

案

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住促進

本市では、人口減少と人口構造の変化が進んでおり、国勢調査が行われた平成27年と令和2年を比較すると、10年間で年少人口は659人、生産年齢人口は3,334人減少、老人人口は210人増加し、人口は3,487人減少（年齢不詳を含む）していることから、地域経済や市民生活など多方面への影響が懸念されます。

また、市内の平均初婚年齢は、令和4年時点で男性が30.6歳、女性が28.6歳で、10年前に比べて若干の上昇はあるものの大きな変化はありません。

平成17年以降増加傾向にあった出生数は平成24年から減少に転じました。

このような中、移住者を呼び込み、定住人口を確保するためには、本市が「住みたいまち」・「住み続けたいまち」に選ばれるように、まちの魅力を高めることが重要です。

そのため、これまで取り組んできた空き家改修支援や定住促進住宅の整備等による住環境の整備、企業誘致や地場産業の振興による就労環境の整備、子育て支援や教育等の振興による次代を担う子どもたちを育む環境の整備、男女の出会いの場の創出や支援体制の整備等を充実させ、「住む」・「育てる」・「働く」・「結ぶ」環境の整備が求められるとともに、本市への郷土愛の醸成に向けた取り組みが必要です。

イ 地域間交流・国際交流

交通ネットワークや情報・通信分野の進展は、金融・経済、サービス、労働力、文化など社会のあらゆる分野でのボーダーレス化を促し、国際化を進展させており、地域の活性化や人材育成、さらには多様な視点をもったまちづくりを進めることを目的に、国内外での都市交流が活発に行われています。

本市では、平成4年に韓国慶州市と友好親善都市協定を締結したほか、平成27年には、日米友好の象徴として、米国からハナミズキを当市へ寄贈されたことを契機に、中学生のハワイ州への短期留学や高校生の海外短期留学を実施し、外国での生活体験を通じて見聞を広め、豊かな国際感覚を身に付けた次代を担う人材の育成に努めています。

また、宇佐海軍航空隊と真珠湾攻撃の間には歴史上深い関連性があることから、令和元年にハワイ州ホノルル市とのフレンドシップシティ（友好都市）協定を締結し、両市の国際平和の推進、友好的で有益な交流を行っています。

国内では、平成元年に和気町と姉妹都市協定を、平成16年には奈良市と友好都市協定をそれぞれ締結し、市民が参加した文化交流等を行うとともに、歴史的に深いつながりのある八尾市と交流都市としてお互いのイベント等に参加しています。

地域間交流においては、グリーンツーリズムや大学との連携等に取り組み、都市住民や学生との交流拡大に努めてきました。今後は、これまで育んできたそれぞれの交流をさらに発展させ、より一層の充実を図っていくとともに、年々利用者数が増加傾向にある地域交流ステーションを地域交流の拠点としてさらなる利用促進を図っていくことが求められています。

多文化共生については、市内在住の外国人が年々増加している背景を踏まえ、日本人も外国人も、地域の一員として共に認め合い、互いに力を合わせながら、社会を発展させていくことが出来るまちづくりを進めています。

ウ 市民参加

本市では、市民が幸せに暮らせるまちを市民主体でつくることを実現するため、平成27年4月より本市の自治の基本理念及び基本原則を定めた「宇佐市自治基本条例」を施行しています。

また、協働のまちづくり指針に基づき、市内全域における地域コミュニティ組織の設立やがんばる団体応援事業等による自主的な住民活動への支援の充実を図り、さらに自治会、NPO、大学等との連携の強化や人材の育成など市民・事業者・行政がお互いの理解を深め、それぞれ果たすべき役割と責任を自覚し、対等な立場で協力し合う協働のまちづくりを進めています。

今後も引き続き、より一層の市民参加が必要になることから、さらなる意識啓発や人材育成、連携強化、活動支援等による協働のまちづくりの推進が重要であり、市民主体のまちづくりのために、広報紙やホームページ、SNS等を活用したより分かりやすい情報の提供をはじめ、パブリックコメントやアンケート調査の実施により市民の意見や意向を聞き、その考え方を把握する機会を増やすことも重要なと考えています。

また、市民団体やNPO、ボランティア団体など新たな公共サービスの担い手となる団体支援の充実が求められるとともに、自治基本条例の普及等を通してまちづくりへの市民参加の促進が求められます。

(2) その対策

ア 移住・定住促進

少子高齢化の進行により、本市においても、定住人口の減少と人口構造の変化が進むと予想され、地域経済や市民生活への影響が懸念されることから本市が、「住みたいまち」「住み続けたいまち」に選ばれるように、まちの魅力を高めていくことが必要です。

そのため、住宅の確保や子育て支援・教育の充実、雇用の場の創出、結婚支援など「住む」・「育てる」・「働く」・「結ぶ」環境の整備に努めるなど、本市への郷土愛の醸成に向けた取り組みを推進します。

また、移住希望者の受入体制づくりと共に、宇佐市の魅力や移住者向けの制

度等の積極的なPRを行い、移住者による地域活性化に繋げていきます。

イ 地域間交流・国際交流

これまで進めてきた姉妹都市や友好都市、交流都市などとの交流については、より一層の充実を図るとともに、新たな交流への発展に努めます。

また、地域間交流の促進のため、グリーンツーリズムをはじめとした他の自治体の住民や学生などとの交流についてもより一層の充実に努めます。

さらに、多文化共生の推進のため、住民や企業をはじめ幅広く多文化共生についての意識啓発に努めるとともに、学校や図書館、公民館等の様々な拠点づくりや、地域住民が交流する機会の創出を図ります。

ウ 市民参加

近年の地方自治体を取り巻く環境は、地方分権の進展や少子高齢化の進行、情報化・グローバル化の進展などにより、目まぐるしく変化しています。

このような環境の中、財政状況は逼迫する一方で、市民ニーズは多様化し、従来の行政によるサービスだけでは対応できなくなっています。

そのため、「協働のまちづくり指針」に基づき、意識啓発や人材育成、連携強化、活動支援等により、市民団体やボランティア、NPOなど新たな担い手として期待される団体の活動の活性化に努めます。

(3)計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	関係人口創出事業	宇佐市	
		「うさ暮らし」移住満足度100%事業	宇佐市	
		婚活応援事業	宇佐市	
	地域間交流	安心院フェア葡萄酒まつり支援事業	安心院フェア実行委員会	
		グリーンツーリズム推進事業	宇佐市	
		姉妹都市、国際交流事業	宇佐市	
		多文化共生推進事業	宇佐市	
	人材育成	協働のまちづくり推進事業	宇佐市	

	その他	サテライトオフィス等活用サポート事業	宇佐市	
		ドローン活用生活支援事業	宇佐市	
(5)その他				
	北部複合施設（仮称）整備事業	宇佐市		

(4)公共施設等総合管理計画との整合

施設の管理運営については、地域活性化の観点から利用増や関係人口増に向けた取組を進めるとともに、効率化や収益性の向上を図ります。交流施設のあり方検討に際しては、住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域の特性やバランス、老朽化や利用状況等を考慮し、適正配置を推進します。今後も必要とされる公共施設等については、安全性を確保して有効活用を行うとともに長寿命化、拠点化又は複合化など状況に応じて効果的な整備（脱炭素化や耐震化・強靭化を含む）を推進します。また、耐用年数を超過した低利用施設等については、廃止・解体も含めて見直しを検討します。



3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

農業は、大切な食料を新鮮で安全かつ安定的に供給する役割や水源かん養機能、防災機能、大気浄化など生活環境の保全する役割、棚田やため池など美しい自然環境を保全する役割など多面的かつ重要な役割を担っています。

しかしながら、米政策の見直しや、資材高騰等による生産コストの増加など、農業を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市は、県内随一の穀倉地帯である宇佐平野、果樹栽培が盛んな中山間地域を有し、多種多様な資源に恵まれる農業が盛んな土地柄であるものの、高齢化や担い手不足などによる耕作放棄地の増加等を背景に従来型農業では、厳しい状況となっています。

今後は、農業をベースに6次産業化の確立や地域ブランド力の向上を図るために様々な事業を積極的に展開するとともに、情報発信力を強化する必要があります。

また、農地の荒廃化や施設等の老朽化、高齢化や後継者不足等を要因とした集落機能の低下に伴い、農村環境の保全・継承が困難になりつつあるため、集落営農を基盤とした法人化の推進はもとより、時代にあった多様な担い手を確保するため、経営感覚に優れた青年農業者の育成や他産業からの企業参入を一層支援する必要があり、そのためには、研修の充実や就農直後を支援することで担い手の所得補償や技術力向上を図るとともに、持続可能な農業が可能な環境整備を支援する必要があります。

そのためにも、農地流動化、ほ場の大区画化、排水対策により農地の集積・集約を推進することで生産効率の向上を支援するとともに、新たな農畜産物の導入、高収益作物への転換等により農業所得を向上させるなど魅力ある農業の実践が求められています。併せて、農業水利施設の老朽化対策が必要になります。

併せて、農業水利施設の老朽化対策も必要であり、主要農業基幹水利施設の更新事業である国営かんがい排水事業やその関連施設の更新についても推進が求められています。

加えて、平成25年5月に認定された世界農業遺産、令和3年11月に認定された世界かんがい施設遺産である「宇佐のかんがい用水群平田・広瀬井路」を推進するため、その保全啓発とともに、地域活性化への活用が求められています。

イ 林業

林業を取り巻く環境は、木材需要の減退や木材価格の低迷等による収益性の低下、さらには過疎化や高齢化の進行による担い手の減少など厳しい状況にあ

りましたが、このところ、欧米の木材需要により、急激な価格上昇が起こり、対応ができなくなっています。

本市の森林面積は 26,382ha、うち民有林は 23,858ha で、人工林面積が 10,328ha となっています。

伐期を迎えたスギ、ヒノキの 8~12 齢級以上が 5,627ha で 54%を占めており、今後適正な伐採を実施していくことが重要であり、「宇佐市森林整備計画」を踏まえ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進し、資源の状況・自然的条件等を総合的に考慮しながら、それぞれの森林が発揮を期待される機能ごとに区分し、重視すべき機能に応じた整備を図る必要があります。

また、高齢化の進行から減少している林業従事者に対して、各種研修・講習等を受講できるよう態勢を整備し、技術の向上、各種技能の取得等を図り、地域の中核的リーダーとして養成することが求められます。

さらに、イノシシやシカ等の有害鳥獣による農林水産物への被害が、これまでなかつた地域にも拡大していることから、捕獲強化や防護柵の設置など地域や関係団体、周辺自治体等と連携した取り組みが求められます。

加えて、平成 25 年 5 月に世界農業遺産に認定されたことから、クヌギ林の適切な管理保全と原木椎茸の生産性の向上・後継者の確保により、生産農家の経営安定と産地の強化を図る必要があります。

ウ 水産業

本市は、古くから県北の中核漁業基地として非常に重要な役割を担っており、この海域は、遠浅で広大な干潟を有していることから、魚介類の産卵、育成の場として、また、重要な漁場として利用されています。

漁業種類は、海域特性を利用して「採貝漁業」や「刺網漁業」「小型底曳き網漁業」などが主に営まれており、アサリ、ハマグリ、マテ貝などの貝類からクルマエビ、ガザミなどの甲殻類、さらには、タイやスズキ、ハモ、シタビラメなどの魚類が多種多様に漁獲されています。

近年は全国的な傾向と同様に、漁業従事者及び漁獲量の減少や魚価の低迷、若者を中心とした魚離れ等により本市の漁業経営は厳しさを増しています。

また、多種多様な魚介類の宝庫であった豊かな漁場は、ビニール袋やプラスチック・空き缶等の堆積量の増加、干潟域はヘドロ化・硬化、河川では環境の変化により、生産機能は低下し魚介類の棲みにくい環境となっており、その阻害要因を除去し、豊かな漁場へと再生させることが重要となっています。

そこで「浜の活力再生プラン」を策定し、魚価の向上や加工品開発の推進、資源管理や環境改善による生産量の拡大による「漁業収入向上の取組」、省燃油活動推進による「漁業コスト削減の取組」、漁業人材の確保や女性活躍の促進による「漁村の活性化の取組」の 3 つの取組を軸に漁場・漁業の再生に努め

ています。

内水面（駅館川）漁業では、かつてアユやウナギ、スッポン、モクズガニ、青ノリなどの漁獲が多くありましたが、近年ではカワウや外来魚、自然環境の影響などにより大変厳しい状況となっていることから、稚魚放流や河床耕耘、駆除を実施してきました。

しかし、依然として、漁業従事者及び経営体数、漁獲量の減少傾向に歯止めがかかる脆弱な漁業経営の改善には至っていないことから、引き続き生産性の向上に向けた漁場の整備や生産基盤の整備、経営の改善に向けた流通体制の確立や観光体験漁業の推進に努めることが必要です。

工 商業・サービス業

商業・サービス業は、市民の消費生活を満足させるほか、活気ある快適なまちづくりを推進するうえでも、重要な役割を持つ産業です。

本市における卸売・小売やサービス業の事業所数は、令和3年において全産業の約70%を占めるとともに、従業者数は全産業の過半数を占めており、本市の重要な産業の一つとなっていますが、若干の減少傾向にあります。

このことは、消費者の生活様式の変化が大きく関与しており、郊外型の大型店の進出などの影響で、市民の消費生活の利便性が向上する一方で、中小小売店の廃業や市内商店街の衰退を招いている状況です。

また、経営者の高齢化や後継者不足などに起因した空き店舗の増加等により、四日市商店街を中心とする街の賑わいが消失し、市全体の活力の低下を招くことが懸念されています。

このため、地域商工業全体の底上げを図るため、中小企業・小規模事業者の経営力向上や、将来の地域商工業を担う人材の育成、キャッシュレス化をはじめとしたデジタルトランスフォーメーションへの対応支援などが求められています。

才 工業

工業は、北部九州にダイハツ九州やトヨタ自動車九州、日産自動車九州が集積していることから、本市には自動車関連企業を中心とした企業が立地しています。それらの企業は、地域産業の振興や雇用機会の増大等に寄与しており、地域経済のけん引役を担っています。

そのため、引き続き積極的な企業誘致が求められます。また、企業を受け入れるために造成した工業団地は、令和7年1月時点で残り1区画であることから、工業用地の確保や基盤整備による受入体制の整備も必要となっています。さらに、労働力人口の減少に加え、市内の高校卒業後の就職先の約8割が市外企業となっていることから、市内企業の多くで人手不足が生じているため、人材確保の取組みが必要となっています。加えて、企業の事業活動を持続的に発

展できる環境整備が必要となっています。

力 観光

本市は、宇佐神宮をはじめ数多くの歴史や文化、自然、グルメ等の多様な観光資源を有していますが、

観光入込客数はコロナ禍の影響があったとはいえ、ここ数年は頭打ちの状況が続いていました。

そうした中、令和6年に開催された福岡・大分デスティネーションキャンペーンに続き、令和7年には本市観光のシンボル的な存在である宇佐神宮が御鎮座1300年という記念すべき節目の年を迎えたこともあり、インバウンド観光客を含め宇佐市への来訪者が徐々に増加しています。

従来、本市の主要観光施設を訪れる観光客の約97%が日帰り客であったものの新規ホテルの開業や日本を代表する泉都「別府市」、台湾の古都「台南市」との観光交流協定締結などを追い風にし、経済波及効果の高い滞在型の観光地への移行や高付加価値観光商品の造成などへの戦略的な取り組みが必要となっています。

(2)その対策

ア 農業

6次産業化の推進による付加価値の創出や耕作放棄地の解消等による生産基盤の整備、集出荷体制の整備等により生産性の向上を図るとともに、新たな農畜産物の導入、ブランド化、地域の特性にあった高収益作物の産地拡大等により、農業所得の向上に努めます。

また、集落営農の組織化や法人化を図るとともに、新規就農者や農業への企業参入を支援することで担い手を確保し、育成に努めます。

併せて、地域住民参加型の農地保全活動の支援や農村地域の生活環境の整備を行うなど農業を通じた地域活性化に努めます。また、今後のニーズや地域の特性にあった農業水利基盤の構築や関連施設の長寿命化にも努めます。

加えて、世界農業遺産と世界かんがい施設遺産を保全・継承するとともに、その活用により、新たな地域活性化に努めます。

イ 林業

林道や作業道など生産基盤の整備により生産性の向上を図るとともに、市産材の活用等による林産物の需要拡大に努めます。

また、林業団体の育成強化により担い手の確保に努めるとともに、森林の適正管理により森林資源の保全・形成に努めます。さらに、森林環境譲与税を活用して、森林整備の促進に努めます。

加えて、平成25年5月に世界農業遺産に認定されたことから、クヌギ林を保

存・継承するとともに、林産物の普及・啓発に努めます。

ウ 水産業

生産性の向上に向けた漁場の整備や生産基盤の整備、経営の改善に向けた流通体制の確立や観光体験漁業の推進に努めます。

エ 商業・サービス業

商業事業者が安定した経営を保てるように、経営相談や金融対策、起業支援など支援体制の充実に努めます。

また、商店街の活性化を図るため、関係団体が行う活性化に向けた活動を支援するとともに、宇佐商工会議所及び宇佐両院商工会、四日市商店街振興組合との連携強化に努めます。

オ 工業

企業誘致については、自動車関連企業を中心に、オフィス系企業など多様な企業に対して、官民が一体となった誘致活動を推進します。また、工業用地の確保やインフラ整備等による受入体制の整備に努めます。

加えて、地場企業や進出企業、研究機関など多様な主体の連携を強化し、販路開拓や業務提携、人材育成等を図ることにより、企業が持続的に発展できる環境を整備します。

カ 観光

観光を取り巻く環境が大きく変化している中、宇佐神宮御鎮座1300年を通じて培った地域の「観光力」をより強固なものとするため、観光客の視点に立ったメディア戦略、観光客の交流満足度の向上のための受入体制の強化、宇佐神宮を核とする歴史や文化、自然資源等の活用強化、観光振興を牽引する人材・組織の強化に努めます。

また、九州周防灘地域定住自立圏共生ビジョンに基づき、圏域のさまざまな観光資源との連携を促進するとともに、多様化する旅行ニーズへ対応するため、より柔軟な戦略と持続可能な観光地域づくりを目指し、令和8年度中に宇佐市観光・交流ビジョンの見直しを行います。

(3)計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の 振興	(1)基盤整備 農業	国営緊急農地再編整備事業	国	

	中山間地域総合整備事業	大分県	
	農業体质強化基盤促進事業	宇佐市	
	幹線排水路浚渫事業	宇佐市	
	農業水利施設保全合理化事業	大分県	
	地域農業水利施設保全対策事業	宇佐市	
	県単小規模土地改良事業	宇佐市	
林業	低コスト簡易作業路緊急整備事業	生産組合等	
	市有林造林事業	宇佐市	
水産業	水産環境整備事業	大分県	
	県水産基盤整備事業負担金	大分県	
(3) 経営近代化施設			
農業	ため池等整備事業負担金	大分県	
	農業競争力強化基盤整備事業負担金	大分県	
	企業等農業参入推進事業	農業生産法人等	
林業	しいたけ生産設備整備事業	生産組合等	
水産業	沿岸漁業振興特別対策事業	宇佐市	
(5) 企業誘致			
	企業誘致支援事業	宇佐市	
(9) 観光又は レクリエーション			
	国道沿線地域複合施設整備事業	宇佐市	
	公園長寿命化対策事業	宇佐市	
	西大堀地区都市公園整備事業	宇佐市	
	観光戦略総合対策事業（受け入れ体制強化事業）	宇佐市	
	家族旅行村「安心院」エリア施設整備事業	宇佐市	
	内水面跡地整備事業	宇佐市	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
第1次産業	有害鳥獣防止対策事業	個人集落等	
	鳥獣被害防止総合支援事業（広域連携型）	鳥獣被害対策協議会	

	有害鳥獣捕獲事業	有害鳥獣 駆除班員	
	中山間地域等直接支払制度補助	宇佐市	
	多面的機能支払交付金事業補助	宇佐市	
	環境保全型農業直接支払交付金事業	宇佐市	
	国東半島・宇佐地域世界農業遺産推進事業	宇佐市	
	両合棚田再生プロジェクト事業	宇佐市	
	産地が取り組む就農支援研修等強化事業	宇佐市	
	漁業再生支援事業	宇佐市、 事業者等	
商工業・ 6次産業化	資源のブラッシュアップ事業	宇佐市、 事業者等	
	ブランドのチャームアップ事業	宇佐市、 事業者等	
	U S A・人材U Iターン雇用拡大推進事業	宇佐市	
観光	フィルムコミッショナリ事業	宇佐市	
	観光戦略総合対策事業（誘致促進・資源強化事業）	宇佐市	
	観光戦略総合対策事業（情報発信強化事業）	宇佐市	
(11) その他			
	民有林造林事業	林業事業 体	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
宇佐市全域	製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

また、自治体間の広域な連携が必要な施策については、九州周防灘地域定住自立圏共生ビジョン、豊の国千年ロマン観光圏整備計画や国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会等との整合性を図るとともに、連携自治体それぞれの資源や機能等を活用し、幅広い分野で相互に連携協力することにより、地域社会の持続的な発展、地域の課題への対応及び地域交流や国際交流の活性化を図る

ため、自治体間の連携強化を進めています。

(5)公共施設等総合管理計画との整合

施設の管理運営については、地域の産業振興に向けた取組を進めるとともに、効率化や収益性の向上を図ります。公共施設等（インフラ施設を含む）のあり方検討に際しては、住民生活や地場産業への影響に十分配慮するとともに、地域特性やバランス、老朽化や利用状況等を考慮し、適正配置を推進します。今後も必要とされる既存施設等については、安全性を確保して有効活用を行うとともに長寿命化、拠点化又は複合化など状況に応じて効果的な整備（脱炭素化や耐震化・強靭化を含む）を推進します。また、耐用年数を超過した低利用施設等については、廃止・解体も含めて見直しを検討します。なお、インフラ施設の新規整備に際しては、将来の人口動態やまちづくり計画を踏まえ、中長期的な視点で新技术や民間活力の導入も含めて費用対効果を慎重に検討します。

案

4 地域における情報化

(1)現況と問題点

近年の情報化の進展により、インターネットの普及率は年々上昇しており、多くの人にとって日常生活に欠かせないものとなっています。

現在、各種行政サービスにおいてはオンライン化が進展するなかで、行政事務の効率化や市民サービスの向上を図るためにには、市民と行政との双方向の情報発信、地域の活性化や地域の課題を解決するためのツールとしてＩＣＴを利活用した市民サービスを行う必要があります。これらの推進に伴い、情報資産が増大することから、情報セキュリティを確保するため、管理体制の強化やセキュリティ意識の高揚などが求められます。

一方、市民がＩＣＴを利活用したサービスの恩恵を享受できるように、情報リテラシーの向上を図る必要があり、そのため、インターネットに関する学習機会の充実やその推進が求められています。

市光インターネットについては、令和6年度末の加入率は47.4%となり、既に当初目標（26.9%）を達成していますが、地域間の情報格差の是正はもとより、近年急速に拡大しているデジタルトランスフォーメーションの進展に対応するため、今後も加入促進に努める必要があります。

携帯電話やスマートフォンなどのモバイル端末については、全国的には約97%の世帯に普及していると言われており、日常生活に欠かせないものとなっています。携帯電話事業者と連携して携帯電話のエリア整備を行ったことにより、概ね通話のできる環境が整ったものの、周辺部においては気象条件等によって不感地域となる可能性があるため、今後も不感地域の把握と携帯電話事業者への情報提供により不感地域の解消に努める必要があります。

また、普及が進んでいる第5世代移動通信システム（5G）等の通信技術についても情報収集を進め、効果的な活用方法を検討する必要があります。

(2)その対策

各種行政サービスについては、手続きのオンライン化やシステムの最適化を図ることにより、市民サービスの充実に努めるとともに、光インターネット加入者の拡大に努め、光通信網等の基盤整備を推進するとともに、新たな活用方法について検討します。

また、情報化の推進に伴い、情報資産が増大することから、情報セキュリティの向上に努めるとともに、ＩＣＴを利活用した事業の恩恵が享受できるよう、スマートフォン等の使い方が学べる講座等学習機会の確保に努めます。

携帯電話については、一部世帯数の少ない山間部の集落や観光施設に不感地域が存在することから、携帯電話事業者への継続的な整備促進等による不感地域の解消に努めます。

(3)計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	防災行政用無線施設	防災行政無線事業	宇佐市	
	その他の情報化のための施設	地域情報通信基盤整備事業	宇佐市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	情報化	デジタル市役所推進事業	宇佐市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の管理運営については、災害対策を含めて地域の情報化に向けた取組を進めるとともに、効率化や収支改善を図ります。公共施設等（インフラ施設を含む）のあり方検討に際しては、住民生活や地場産業への影響に十分配慮するとともに、地域特性やバランス、老朽化や利用状況等を考慮し、適正配置を推進します。今後も必要とされる既存施設等については、有効活用を行うとともに長寿命化、拠点化又は複合化など状況に応じた効果的な整備（脱炭素化や耐震化・強靭化含む）を推進します。また、耐用年数を超過した低利用施設等については、廃止・解体も含めて見直しを検討します。なお、インフラ施設の新規整備に際しては、将来の人口動態やまちづくり計画を踏まえ、中長期的な視点で新技術や民間活力の導入も含めて費用対効果を慎重に検討します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1)現況と問題点

道路・交通網は、地域振興・産業振興の活性化を支えるとともに、住民の生活に密着した交流活動を促進するための重要な基盤であります。

本市の道路網は、主要幹線道として東九州自動車道や国道10号など4路線の国道をはじめ地域間を結ぶ29路線の県道、そして生活道路として1,771路線の市道があります。

また、東九州自動車道の開通や国東半島・宇佐地域の世界農業遺産の認定などにより、本市の活性化のために市民や商工会議所等より国道10号沿線での「道の駅」設置要望があり、防災・観光及び地域活性化対策としての整備が進められています。

都市計画道路については、市街地の形成に重要な道路ですが、計画決定時から社会情勢が大きく変化していることから、必要性の高い都市計画道路である上田四日市線や黒川松崎線などは、早急な完成が求められる一方で、現状に適した都市計画道路の整備に向けて、長期未着手となっている計画路線の見直しを検討する必要があります。

市道・農道については、日常生活や生産活動等に大きく影響する道路であり、市民からの要望も多いことから重点的に改修を行っていますが、依然として改修の必要な路線が多く、継続的な整備が求められます。

公共交通については、本市の玄関駅と位置付けたJR柳ヶ浦駅や観光拠点駅として位置づけたJR宇佐駅をはじめとした6つの駅を有する鉄道と、民間事業者が運行する路線バスや市が主体となって運行するコミュニティバス、予約制乗合タクシーを骨格として構築されていますが、少子高齢化の進むなか市民の日常生活を支える手段として更なる利便性の向上や活性化対策が必要となっています。

そのため、鉄道については、駅施設の改善と利便性の向上や周辺整備の取り組み、路線バス、コミュニティバス及び予約制乗合タクシーについては、利用促進及び既存路線の維持・連携や市民ニーズなどに対応したサービスの充実が求められます。

(2)その対策

道路については、国・県道や都市計画道路など幹線道路網の整備を図るとともに、市道や農道など生活に身近な道路の改善に取り組み、東九州自動車道を軸とした有機的な道路交通体系の確立に努めます。

公共交通については、玄関駅と位置づけるJR柳ヶ浦駅については、都市計画道路の整備や駅南側の開発を検討することで、利便性の向上と機能の強化を図り、観光拠点駅と位置付けるJR宇佐駅については、観光バスの整備やバリアフリー化を推進することでアクセス機能の向上を図るなど、2駅を拠点とし

た整備に努めます。

また、日常の交通手段となる路線バス・コミュニティバス・予約制乗合タクシーについては、公共交通機関相互の連携強化により効率的かつ効果的な公共交通体系の構築に努めます。

(3)計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道			
	道路	松崎・岩保線整備事業	宇佐市	
		柳ヶ浦中央線整備事業	宇佐市	
		歩道改良事業	宇佐市	
		防災対策事業	宇佐市	
		道路メンテナンス事業	宇佐市	
		道路照明 LED 化事業	宇佐市	
		都市計画道路 上田四日市線整備事業	宇佐市	
		臨時地方道整備事業	宇佐市	
		緊急自然対策事業（東上田・城井線整備）	宇佐市	
		岩崎椿線道路改良工事	宇佐市	
		岩崎椿・高町線道路改良工事	宇佐市	
		都市計画道路 金屋坂の上線整備事業	宇佐市	
		四日市南小学校北線整備事業	宇佐市	
		東西線道路改良工事	宇佐市	
		尾永井江須賀線道路改良事業	宇佐市	
		柳瀬線改良事業	宇佐市	
		西大堀高森線道路改良事業	宇佐市	
		県道整備事業負担金	大分県	
	(2)農道			
		広域営農団地農道整備事業 (宇佐第2地区)	大分県	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業			

公共交通	総合交通対策事業	宇佐市	
	コミュニティバス運行事業	宇佐市	
	新たな公共交通体系構築事業	宇佐市	
交通施設維持	路線バス維持事業	宇佐市	
	駅構内施設管理事業	宇佐市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

道路・橋りょう・トンネルなどのインフラについては、市民生活や産業基盤に直結する重要な施設です。長寿命化や予防保全など適切な維持管理を行うため、重要度や危険性に応じた管理レベルの設定を行うとともに定期的な点検等により効果的な老朽化対策を計画的に推進します。また、効率的な維持管理のため、新技術の導入や民間活力の効果的な活用にも取り組みます。

今後については、既存施設の適切な維持管理による安全性確保に重点を置くとともに、新規整備に際しては、将来の人口動態やまちづくり計画を踏まえて中長期的な視点で費用対効果を慎重に検討します。



6 生活環境の整備

(1)現況と問題点

ア 水道

水は、市民生活や産業活動などあらゆる場に欠かせない重要な資源であるため、浄水場施設の改築をはじめとした各種施設の整備により、有収率（給水する水量と料金として収入のあった水量との比率）の向上を図り、安全な水の安定供給に努めてきました。

本市の水道関連の施設は、水道施設は21施設、専用水道施設は10施設、給水施設は1施設あり、令和6年3月末時点の水道普及率は、77.4%で、大分県の全体の普及率である92.9%を大きく下回っています。

そのため、市内に点在する水道未普及地域の解消に向けて、市民ニーズに対応した施設の整備が求められます。

また、水道の各種施設等の老朽化が進行しており、令和6年3月末時点の有収率は76.0%となっていることから、老朽化した各種施設等の更新や適切な維持管理、管路や設備等の電子管理を行うなど安全かつ安定的な水の供給が求められます。

イ 生活環境

本市は、駅館川、伊呂波川、寄藻川の3つの水系や、市域の約6割を占める森林を有しております、市街地等には整備された公園や緑地も存在することから、清らかな水と豊かな緑に囲まれた生活環境と言えます。

しかし、水質測定や騒音測定などの環境調査結果では環境基準を超過している項目も見受けられます。

また、悪臭や騒音などの公害、衛生害虫やペット等の公衆衛生に関する不満が多く寄せられることなどから、生活排水の適切な処理の促進や関係法令に基づく公害対策、公衆衛生対策等により生活環境の改善が必要となっています。

日常生活で排出されるごみについては、関係機関との連携により摘発や指導を行っていますが、不法投棄は繰り返され、市民や業者のモラルの低下が目立ち、今後もごみの分別・排出に関する意識啓発をする必要があります。

火葬場については、築後一定年数を経過しており、今後、大規模な施設改修が予想されるため、安定的に稼働させつつ、中長期的に施設のトータルコストを低減させるよう施設の長寿命化を図る必要があります。

公害対策については、騒音や悪臭等、身近な生活空間における苦情が増加していることから発生源での対策や規制に努めるとともに、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを進める必要があります。

市民の憩いの場となる公園や緑地については、緑地が持つ公益的な機能や豊かな生活空間を次世代に引き継ぐため、不足している地域への整備や老朽化している公園施設の適正管理・再整備を図るとともに、緑地の保全や緑化の推

進が求められます。

ウ 資源循環

資源循環型社会の構築へ向けて、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの計画的なごみ処理を推進し、廃棄物に対する住民意識の高揚を図り、廃棄物の減量を計画的に推進してきましたが、排出量は依然として高い水準にあり、不法投棄等の不適正処理が後を絶たない状況が見られます。

さらに、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の4R【リフューズ(マイバッグの使用)、リデュース(排出量の抑制)、リサイクル(再資源化)、リユース(再使用)】を推進し、最終処分場の延命化、資源循環型社会の形成に努める必要があります。

エ 防災

近年は大地震をはじめ、大型化する台風や数十年に一度あるかないかと言われるような記録的大雨等による大規模災害が毎年のように日本列島各地で発生し、甚大な被害を及ぼし、尊い命が奪われており、防災に対する意識が以前に増して高まってきています。

本市においても、南海トラフ巨大地震をはじめとした地震や洪水・土砂災害などの大規模災害がいつ発生してもおかしくないため、「市民の生命、身体及び財産を災害から守る」という防災の理念のもと、地域防災計画の見直しや、ハザードマップの作成、防災行政無線のデジタル化、自主防災組織の活性化、土砂災害防止対策などに努めてきました。

今後も起こりうる災害に備え、自主防災組織の活性化や人材の育成、災害時の円滑な情報伝達手段の確保を図るとともに、防災意識の啓発や防災訓練の実施などによる防災活動の推進、備蓄品の整備・充実や災害時要支援者対策などによる避難体制の構築が求められます。

また、災害による被害の軽減を図るには、自助・共助の活動が大切であり、この意識の醸成や啓発、防災訓練の推進を図るとともに、避難場所や避難経路の確保、土砂災害対策、老朽ため池対策など未然防止の充実にも取り組む必要があります。

オ 交通安全

令和4年には統計を取り始めて以降初めて交通事故による死者数0名を達成しました。しかし、その後は増減を繰り返しています。交通事故による死者のおよそ半数が身近な道路で発生しており、生活道路の交通安全対策の推進が強く求められています。

交通事故防止は、市民一人ひとりが交通安全の大切さを絶えず認識しながら取り組まなければならない重要な課題であり、人命尊重の理念の下、交通事故

のない誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けて、交通安全対策を一層強力に推進する必要があり、通学路等の合同点検を行い、歩道の整備やカーブミラー・ガードレール等の交通安全施設の整備が求められます。

また、保育園等や各小学校での交通安全教室において、自転車の正しい乗り方やヘルメットの必要性、横断歩道の渡り方等の教育を行うとともに、高齢者への体験型交通安全教室を実施し、反射材の効果や横断歩道以外での道路の横断の危険性の周知を図っています。

さらに、交通事故に遭われた方やその遺族の負担を軽減するための救済活動の充実が求められます。

力 防犯

近年、凶悪化・多様化する犯罪に対し、地域の安全を守ることを基本に犯罪の未然防止を図り、安全・安心なまちづくりを推進しています。

これまでの取組として、警察署や防犯協会など関係機関との連携や街頭啓発、防犯灯の設置や取り替えに対する支援、青色パトロール車の巡回等に努めています。しかし、社会情勢の変化により犯罪の形態は多様化するとともに、市民を不安に陥れる犯罪は後を絶ちません。

そのため、引き続き、関係機関との連携強化や防犯体制の充実、防犯意識の高揚、防犯環境の充実が求められます。

キ 消防・救急・救助

消防・救急・救助は、市民の生命、身体及び財産を守る大変重要な役割を担っており、高齢化の進行によりその役割はますます重要になっています。

本市においては、職員の資質向上や宇佐市消防力整備計画に基づいた消防車両等の更新、消防団の施設・装備の充実、火災予防意識の啓発に努めてきました。その結果、火災件数は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、火災による損害額についても減少傾向にあります。

しかしながら、火災の発生がなくなることはなく、住宅火災による死者数は7割以上が65歳以上の高齢者とのデータもあることから、火災や事故等の発生時に迅速かつ的確な初期対応が行えるように、更なる職員の資質向上や人材育成、施設・設備の充実、関係機関との連携強化等による体制の充実が必要となっています。

また、地域による初期消火能力の向上を図るために、消防団員の確保や消防団の施設・設備の充実など消防団の強化に努める必要があります。

さらに、救急活動においても高齢化の進行等により、救急需要は高まる傾向にあることから、市民の理解と協力による救急車の適正利用の推進や救急収容医療機関との連携強化が必要となっています。

なお、このような消防・救急・救助活動を行っていく上で非常に重要な

のは防災の拠点施設である消防本部庁舎ですが、本部庁舎は建設後50年以上が経過した施設で老朽化が著しく、大規模災害発生時に防災拠点施設として十分な機能を果たすためには早急に整備する必要があります。

ク 公営住宅

本市では、令和7年時点で84団地、354棟、1,567戸の公営住宅等を設置しており、それらの公営住宅ストックを長期的に活用することを目的とした宇佐市公営住宅等長寿命化計画に基づき、その整備及び維持管理を進めてきました。

しかし、本格的な少子高齢化や人口の減少、住宅ストック重視の社会的背景のなか、公営住宅分野については、厳しい財政状況下において、更新期を迎えており、公営住宅ストックが大量に存在することから、効率的かつ円滑に更新を行い、需要に対応した公営住宅の供給が求められています。

また、公営住宅については、公営住宅ストックの約8割が、昭和40、50年代に建設されていることから、老朽化が懸念される一方で、低所得者層を中心に家賃の低廉な住宅への入居希望が多い状況にあり、宇佐市公営住宅等長寿命化計画に基づき、建て替えや再編成、修繕など市民ニーズや地域バランス、施設の状況等に応じた住宅の整備が求められます。

一般の建築物については、耐震性に問題がある住宅や老朽化した危険な家屋、アスベストが残存する建築物などが存在することから、耐震診断・改修、老朽危険家屋等・危険ブロック塀等除却、アスベスト分析調査などの安全・安心な住環境の整備を促進する取り組みが求められています。

さらに、適切な管理がされず放置されたままの空き家等については、平成26年度に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定され、関係各課の情報共有及び統一化された対応により取り組みを進めています。

(2) その対策

ア 水道

安全かつ安定した水の供給を図るため、水道未普及地域の解消に努めるとともに、老朽施設の更新等により、安全性・安定性の確保に努めます。

また、管路や設備等の電子管理を行うことにより、維持管理体制の充実に努めます。

大分県水道ビジョンに基づく広域連携について、県の広域推進プラン策定の中で全域や圏域別の市町村連携による共同処理・共同購入の具体策の検討を行います。

イ 生活環境

宇佐市環境基本計画に基づき、廃棄物や生活排水の適切な処理、公害対策や公衆衛生の充実に努めます。し尿処理については、下水道処理施設での一部共

同処理化に向けて取り組みます。火葬場については、長寿命化計画を策定し、安定的に火葬が行えるよう、計画的な維持修繕に努めます。

また、公園施設の整備や緑化推進等に取り組みます。

ウ 資源循環

宇佐市環境基本計画に基づき、循環型社会の実現やごみの減量化に向けた4Rの推進に努めます。

また、宇佐・高田・国東広域事務組合との連携により、新しいごみ処理施設の適正な管理運営に努めます。

エ 防災

自主防災組織の活性化や人材の育成、公共施設の耐震化等による防災体制の充実や防災意識の啓発、災害時の円滑な情報伝達の手段の確保、防災訓練の実施等による防災活動の推進、土砂災害対策等による未然防止の充実に努め、市民の生命、身体及び財産を災害から守る取り組みを推進します。

オ 交通安全

カーブミラーやガードレール等の交通安全施設の整備や、園児・小学生及び高齢者などを対象とした交通安全教室の開催等による交通安全意識の高揚、交通事故被害者及びその家族の救済活動等に取り組み、事故のない安全で快適な交通社会の実現を目指します。

カ 防犯

防犯に関する情報提供、街頭啓発、パトロールの強化、防犯灯の設置支援などによる防犯環境の整備や関係機関・団体との連携強化等による防犯体制の充実に取り組み安全・安心なまちづくりを推進します。

キ 消防・救急・救助

職員の資質の向上や、施設・設備の充実等による体制の強化や予防意識の啓発等による火災予防の推進、消防団員の確保や施設・設備の充実等による消防団の強化、救急車の適正利用の啓発等に努め、市民の生命、身体及び財産を守ります。

また、防災拠点施設である消防本部庁舎については、人口動態や災害動向等を踏まえ、計画的な整備を実施します。

ク 公営住宅

公営住宅については、宇佐市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化住宅の整備・再編成や地域バランスを考慮した整備により、ニーズに応じた住宅の

確保に努めます。

一般の建築物については、耐震化や老朽危険家屋等・危険ブロック塀等除却、アスベスト分析調査などの対策により、安全・安心な住環境の整備に努めます。

(3)計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環 境の整備	(1)水道施設			
上水道	上水道老朽管更新・耐震化事業	宇佐市		
	旧簡易水道施設整備事業 (安心院中央簡水施設更新事 業)	宇佐市		
(2)下水処理施 設				
公共下水道	公共下水道施設整備事業	宇佐市		
農村集落排 水施設	農業生産基盤整備・保全事業	宇佐市		
その他	浄化槽設置整備事業	個人		
(3)廃棄物処理 施設				
ごみ処理施 設	宇佐・高田・国東広域ごみ処理 施設負担金	宇佐・高 田・国東 広域事務 組合		
	可燃物処理施設改修事業	宇佐市		
し尿処理施 設	し尿処理施設維持管理事業	宇佐市		
	下水処理施設共同化事業	宇佐市		
(4)火葬場				
	宇佐市葬斎場やすらぎの里長寿 命化対策事業	宇佐市		
(5)消防施設				
	消防救急車両整備事業	宇佐市		
	耐震性貯水槽整備事業	宇佐市		
	消防格納庫整備事業	宇佐市		
	消防積載車購入事業	宇佐市		
	消防庁舎建設事業	宇佐市		
(6)公営住宅				
	公営住宅等整備事業	宇佐市		

	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
防災・交通・防犯	L E D 防犯灯設置等補助事業	宇佐市		
	特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金	宇佐市 大分県		
	防犯カメラ設置費補助金	宇佐市		
	運転免許証自主返納支援事業	宇佐市		
	南海トラフ地震等防災力向上事業	宇佐市		
	自主防災組織活性化事業	宇佐市		

(4)公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の管理運営については、市民生活、産業振興並びに防災・減災等生活環境向上に向けた取組を進めるとともに、効率化や収益性の向上を図ります。公共施設等（インフラ施設を含む）の方検討に際しては、住民生活や地場産業への影響に十分配慮するとともに、地域特性やバランス、老朽化や利用状況等を考慮し、適正配置を推進します。今後も必要とされる既存施設等については、安全性を確保して有効活用を行うとともに長寿命化、拠点化又は複合化など状況に応じて効果的な整備（脱炭素化や耐震化・強靭化を含む）を推進します。また、耐用年数を超過した低利用施設等については、廃止も含めて見直しを検討します。なお、新規整備や大規模改修に際しては、将来の人口動態やまちづくり計画を踏まえ、中長期的な視点で新技術や民間活力の導入なども含めて費用対効果を慎重に検討するとともに広域化や近隣市町との相互利用などに可能性についても調査します。

水道については、定期の点検等により予防保全など適正な維持管理に努めます。また、水質の安全性確保と水道水を安定的に供給するため、老朽管路の計画改修等による効率的な管理運営を行います。

下水道及び農業集落排水施設については、水道や道路と同様、市民生活に直結する重要なインフラ施設です。定期の点検等により適正な維持管理に努めるとともに、老朽管きよの計画改修、施設再編（共同化）等による中長期的な視点での効率的な管理運営を行います。

し尿処理施設については、今後の処理見込等を踏まえ、下水道事業との共同化や広域化等を含めて調査のうえ、老朽化した施設・設備の効率的かつ効果的な長寿命化計画を策定し、実施します。

公営住宅については、高齢化を含む今後の人ロ動態や入居見込等を踏まえて、中長期の視点で再編計画を策定します。今後も必要とされる住宅等については長寿命化計画に基づき、計画的に実施します。なお、耐用年数を超えた低利用住宅については、解体・廃止を進めます。

火葬場については、近隣市町との広域化を含めて調査を行い、今後の人口動態等を踏まえ、長寿命化計画を策定し、計画的に実施します。

消防本部等の施設及び消防積載車については、人口動態や災害動向等を踏まえ、防災力向上に向けて計画的な整備を実施します。併せて、消防団のあり方については、時代に応じて適正な規模や配置等に見直したうえで、効率よく活動できる形の実現に向けて検討を行うとともに、必要性の低い消防詰め所等については、廃止・解体を進めます。

案

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 健康増進

本市において、高血圧・糖尿病・脂質異常等の生活習慣病の有病率は、年々上昇傾向にあり、生活習慣病を起因とした疾病的重症化や死亡も増加しています。

生活習慣を改善して健康づくりに継続的に取り組み、健康寿命を延伸させることが重要であることから、健康づくり戦略として、食生活の改善、健診受診率の上昇、糖尿病等の重症化予防、健康づくり応援隊の活動等、若年層からの健康づくり習慣が定着することを目指しています。

令和6年の自殺者は11名で、自殺予防対策を開始した平成21年の18名から減少していますが、自殺者0人を目指し、関係機関との連携を通じて、自殺者0人を目指し、心の健康づくりの取り組みなど自殺予防対策を推進していく必要があります。

食育については、市民の健康増進と食文化の継承、地元産物の消費拡大等を中心に行っており、今後も健全な食生活の普及啓発や食の体験事業の充実により食育の推進が求められます。

予防接種については、麻疹・風疹混合の接種率は国の目標値は超えていませんが、対象疾病の増加により、保護者の予防接種意識を高める働きかけを関係機関と連携して実施する必要があります。

また、今後は、令和2年に突如発生したコロナ禍を教訓に、感染症に対する予防意識の向上や感染拡大防止対策の充実が求められています。

健康づくりは、個人だけでなく、家族や職場、また地域ぐるみで取り組むことが重要であるため市全体で健康増進に対する意識を高めていく必要があります。

イ 子育て支援

少子化の進行、核家族化、地域連帯感の希薄化など子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに悩みや不安を抱える人が増加していることから、安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てできる環境の整備が重要になっています。

本市においては、宇佐市子ども・子育て支援事業計画に基づき、こどもまんなか社会の実現に向けた取組として、健診や各種教室の周知・開催、相談・支援体制の充実、通常保育はもとより延長・一時・休日保育など保育サービスの充実、放課後児童クラブや児童館等の整備、医療費助成の充実など経済的支援の充実等に取り組んでいます。

しかし、子育て環境の課題は多く、若い女性の他市への流出や経済的な理由などにより、出生数は減少傾向にあります。

そのため、より一層、安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てできる環境の整備に向けて、健診や各種教室、予防接種等による保健事業の充実や子育てを支える団体・人材の育成やネットワークの構築、経済的支援等の充実、多様化するニーズに対応した教育・保育の充実、児童館や放課後児童クラブ等を活用した健やかに育む環境整備が求められるとともに、虐待の予防や早期発見に向けた虐待防止対策、さらに、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困対策の充実が求められます。

また、ひとり親家庭等については、相談助言や就労支援など自立に向けた支援を行うため、県やハローワーク等の関係機関と連携し、各種サービスの情報提供を行っていく必要があります。

ウ 地域福祉

人口減少、少子高齢化が進む中、住民の福祉課題、生活課題が多様化、深刻化しています。

また、近年、比較的身近な地域において集中豪雨や大地震など私たちの暮らしや生命に甚大な被害をおよぼす自然災害が相次いで発生しています。

このように地域住民を取り巻く環境が大きく変動するなか、住民同士の相互扶助や、各種ボランティアの育成、活動の推進や老人憩いの家（温泉施設含む）等の地域福祉施設を活用した事業やバリアフリーやユニバーサルデザインに基づく施設整備など市民が暮らしやすい環境づくりが求められています。

子どもや高齢者、障がいのある人などすべての人々が住み慣れた地域で共に安心して過ごしていくためには、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築が必要です。

エ 障がい者福祉

国の障がい者施策は、行政主導の措置制度から支援費制度による障がいのある人が自らサービスを選択する仕組みに変わり、障害者自立支援法では利用者ニーズのサービス体系へ再編されました。

その後、障害者総合支援法では、障がい者の範囲等が見直され、新たなサービスの創設や障がいのある児童への支援が拡充されました。

本市では、障がいのある人やその家族が地域で当たり前の暮らしを実現すること、また、障がいの有無にかかわらず、市民だれもが安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

そのため、障がいのある人の「地域での暮らし」を支えるために、新たな社会資源の研究・開発について「宇佐市自立支援協議会」及び「こども支援部

会」、「就労支援部会」、「地域生活支援部会」、「多領域連携部会」、「相談支援部会」、「当事者ワーキング」等で協議を行ってきました。

その成果として、地域での生活、就労、余暇については、一定程度の前進が図られました。

なかでも、児童通所事業所や特定相談支援事業所の増設、基幹相談支援センターの設置、障がいのある人もない人も共に余暇を楽しむピアサポート教室の開催などが実現できました。

今後、障がいのある人の乳児期から高齢期に至るまでのライフスタイルに応じた支援体制の確立、地域生活支援拠点等事業や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、障害者差別解消法施行に伴う障がいについてのさらなる啓発を行うとともに、社会的障壁の除去のための配慮や工夫を行い、障がいがある「当たり前に地域で暮らす」ことの実現が求められています。また、地域共生社会の実現に向けて、多領域の連携体制を構築することも求められています。

さらに、障がいのある人に対する虐待が増加傾向にあることから、防止に向けて関係機関との連携強化等が求められます。

才 高齢者福祉

わが国では、医療の進歩や生活水準の向上等により平均寿命が伸長し、超高齢社会へと移行しています。

本市においても、高齢化率は年々上昇し、36.6%（令和2年国勢調査）となっており、大分県 33.3%、全国 28.9%を大きく上回っており、令和7年9月末時点では 37.9%となっています。

65歳以上に占める要介護・要支援認定者数の割合を示す要介護等認定率は、令和2年9月末の 18.9%から令和7年9月末には 19.4%に上昇していますが、認定者数は横ばいで推移しています。また、高齢化の進展により介護をする高齢者の増加や、高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯の増加が予想されます。

そのため、「いきいきと、分かち合い、住み続けられるふるさと宇佐」を基本理念とする介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進し、安心して暮らせるための日常生活への支援はもとより、地域包括ケアシステムの深化・推進による各地域での介護予防・認知症予防などの取り組みへの支援体制づくりや医療との連携、お互いに分かち合い支え合う地域づくりに住民が主体的に取り組み、関係団体や行政の協働のもと地域共生社会の実現を目指すことが必要です。

力 勤労者福祉

景気の低迷や高齢化の進行等により、就労形態の変化や労働時間の短縮など就労環境は大きく変化しています。また、少子化の進行や女性の社会進出、若者の労働に対する価値観の変化等により、労働人口の構造も変化しており、労働時間の短縮等による余暇時間の増加や生活意識の変化により、余暇ニーズも多様化しています。

本市においては、これまで各種団体が個別に創業支援等を行ってきましたが、平成27年2月に宇佐市創業支援事業計画を策定し、官民一体となって本市の産業を担う企業、人材の育成に取り組んできました。

近年、企業の求職者に対するニーズは多様化し、様々な資格や技能が要求されており、求職者が就職するためには、更なるスキルアップが必要不可欠となっています。そこで、宇佐市総合福祉センターの機能充実や関係機関等と連携した技術・技能習得機会の提供等を通じて就職環境が厳しい方々の雇用の場を確保・創出し、生きがいをもって安心して働くことができる環境づくりを図る必要があります。

また、九州周防灘地域定住自立圏共生ビジョンに基づいた勤労者福祉サービスセンターの運営についても一層の連携が求められます。

加えて、勤労者の文化や健康増進に寄与する勤労者総合福祉センターは施設の老朽化が懸念されており、中長期的に維持管理する必要があります。

(2)その対策

ア 健康増進

宇佐市健康増進計画や食育推進計画に基づき、健診や健康教室等の開催による健康増進事業の推進や健康意識の啓発、食育の推進、予防接種の充実を図るとともに、健康づくり活動に取り組む組織・人材の育成に努めます。

また、これらの各種保健事業を総合的に推進するため、拠点施設の整備検討を行うなど、すべての市民が健やかに生涯を過ごせる健康づくりを目指します。

宇佐市自殺予防対策計画に基づき、宇佐市自殺予防対策強化推進協議会とともに自殺予防対策の推進に努めます。

イ 子育て支援

子ども・子育て支援事業計画に基づき、産後ケアや乳幼児健診、各種教室の開催、予防接種の充実等による保健事業、病児病後児保育体制の確保、医療費助成制度の充実等による支援体制の充実、多様化するニーズに対応した教育・保育の充実、児童館や放課後児童クラブ等を活用した健やかに育む環境整備、子育て支援団体とのネットワークの構築、虐待の予防や早期発見に向けた虐待防止体制の構築、子どもの貧困対策の充実に努めます。

また、不妊治療費の助成など子どもを産みたい人が産める環境づくりに取り

組むとともに、ひとり親家庭等の自立を促進するなど安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てできる環境の整備に努めます。

さらに、こども家庭センターを設置し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的な相談支援等を行うとともに、関係機関と連携し、切れ目ない支援に努めます。

ウ 地域福祉

宇佐市地域福祉計画に基づき、個々の家庭の問題を地域全体の問題として捉え、市民や関係機関、関係団体、行政などが一体となって地域で支えていくための「人づくり」「支援体制づくり」「環境づくり」に努め、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に生きがいを持って暮らせる社会の実現を目指します。

また、老人憩いの家に併設する温泉施設の老朽化が進んでいることから、適切な維持管理に努めつつ、その再編、長寿命化対策を進めます。

エ 障がい者福祉

第4次宇佐市障がい者計画、第7期宇佐市障がい福祉計画及び第3期宇佐市障がい児福祉計画に基づき、「当たり前に地域で暮らす」ことの実現に向けて、「地域共生・共創のまち」～ともに暮らし、働き、創り、ともに生きる～を基本理念とし、支援体制の確立や啓発活動等を推進するとともに、課題克服に向けて宇佐市自立支援協議会及びその下部組織である「こども支援部会」、「就労支援部会」、「地域生活支援部会」、「多領域連携部会」、「相談支援部会」、「当事者ワーキング」の取り組みをさらに強化していきます。

また、障がいのある人の重度化や高齢化、親亡き後に備え、緊急時に迅速に対応できるよう地域生活支援拠点等事業を推進して受け入れ先の確保や関係機関との連携強化に努めます。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制整備事業を推進することにより、多領域の連携体制の構築を進めます。

オ 高齢者福祉

運動機能及び栄養・口腔状態の維持・向上や社会参加を促すための普及・啓発などによる介護予防対策の充実や認知症予防対策の充実など高齢者の健康づくりを進めます。

また、高齢者が生きがいをもち、いきいきとした暮らしが送れるように老人クラブ等と連携した生きがい対策に努めます。

さらに、緊急通報体制の整備等による安全・安心の確保や関係機関と連携したネットワークの構築に努めます。

力 勤労者福祉

雇用の場の確保・創出のほか、ワーク・ライフ・バランスの推進等による働きやすい職場づくりや関係機関と連携した福利・厚生等の充実、勤労者福祉施設を活用した余暇活動の充実等に努めます。

勤労者総合福祉センターの適切な維持管理に努めつつ、長寿命化対策を進めます。

(3)計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 保育所	保育所等整備事業	保育所認定こども園	
	児童館	うさ児童館長寿命化対策事業	宇佐市	
	(2)認定こども園	認定こども園施設整備事業	認定こども園	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	放課後児童健全育成事業	宇佐市	
		地域子育て支援拠点事業	宇佐市	
		児童育成支援拠点事業	宇佐市	
		病児病後児保育事業	宇佐市	
		一時預かり事業	宇佐市	
		障害児保育事業	保育所認定こども園	
		延長保育事業	保育所認定こども園	
		休日保育事業	保育所認定こども園	
		保育所職員研修事業	保育所認定こども園	
		定期予防接種事業	宇佐市	
		育児支援対策事業	宇佐市	
		妊産婦乳児健康診査費助成事業	宇佐市	

	乳幼児健康診査事業	宇佐市	
	ひとり親家庭等医療費助成事業	宇佐市	
	産後ケア事業	宇佐市	
	子ども家庭センター事業	宇佐市	
高齢者・障害者福祉	高年齢者労働活動能力活用事業	シルバー人材センター	
	転倒予防推進事業	宇佐市	
	高齢者ふれあいサロン事業	宇佐市	
	地域型認知症予防プログラム事業	宇佐市	
(9)その他			
	放課後児童クラブ建設事業	宇佐市	
	在宅高齢者住宅改造助成事業	宇佐市	
	病児病後児保育施設整備事業	病院 診療所 保育所等	
	勤労者総合福祉センター長寿命化対策事業	宇佐市	
	市営温泉施設再編・長寿命化対策事業	宇佐市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

保健福祉施設の管理運営については、子育て支援や地域福祉充実の観点から利用増に向けた取組を進めるとともに、効率化や収益性の向上を図ります。施設のあり方検討に際しては、住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域の特性やバランス、老朽化や利用状況等を考慮し、適正配置を推進します。今後も必要とされる公共施設等については、少子高齢化の進行や民間事業者の動向等踏まえ、安全性を確保して有効活用を行うとともに長寿命化、拠点化又は複合化など状況に応じて効果的な整備（脱炭素化や耐震化・強靱化を含む）を推進します。また、耐用年数を超過した低利用施設等については、廃止・解体も含めて見直しを検討します。

8 医療の確保

(1)現況と問題点

現在、本市では宇佐市医師会を中心に救急医療や休日診療などの充実を図っていますが、今後も、地域医療の維持及び発展のために医師の確保や診療機能の充実等について、医師会等関係機関と協議しながら本市にとって最善と考えられる医療体制の構築に取り組む必要があります。

小児救急医療体制については、現在、中津市立小児救急センターが広域的に役割を担っており、体制の定着化に向けた協議や支援が必要となります。

無医地区については、本市周辺部において周囲4キロ以内に病院がなく、住民の病院受診に支障をきたす恐れのある地域があり、コミュニティバスの運行による通院手段の確保や宇佐市医師会による巡回診療を行い、医療体制を確保している状況にあり、今後は、これらの取り組みを継続させるとともに、さらなる内容の充実を図る必要があります。

(2)その対策

宇佐市医師会や周辺自治体との連携強化により、病院機能の強化や質の高い医療サービスの提供により医療体制の充実に努めます。

また、九州周防灘地域定住自立圏共生ビジョンに基づいた小児救急医療をはじめとした救急医療体制の確保やコミュニティバスの運行、巡回診療による無医地区対策の継続・充実に努めます。

(3)計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 医療の 確保	(1)診療施設			
	病院	医師会病院建設支援事業	宇佐市	
	その他	検診センター建設支援事業	宇佐市	
	(3)過疎地域 持続的発展特別 事業			
	その他	子ども医療費助成事業	宇佐市	
		不妊治療費助成事業	宇佐市	
		在宅当番医制運営費	宇佐市	
		第2次救急医療施設運営費	宇佐市	
		定住自立圏小児救急医療施設負 担金	宇佐市	

		へき地医療拠点における内科医療人材育成事業費負担金	宇佐高田医師会病院	
		救急安心センター事業負担金	大分県	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

診療施設の整備検討に際しては、保健福祉や住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域の特性やバランス、老朽化や利用状況等を考慮し、適正配置を推進します。今後も必要とされる公共施設等については、少子高齢化の進行や民間事業者の動向等を踏まえ、広域化や相互利用なども含めて効果的な整備（脱炭素化や耐震化・強靭化を含む）を支援します。

案

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 生涯学習

近年、情報化やグローバル化の進展などにより、めまぐるしく変化する社会情勢に対応するため、人々は絶えず新しい知識や技術等の習得が必要となっています。

また、長寿社会による生活時間の拡充や社会の成熟化に伴い自由時間が増大している現在、一人ひとりが自分自身を高め、精神的、社会的に満たされた生活を創り上げていくことが求められています。

本市においても、少子高齢化、人口減少等による地域社会の構造変化がみられるなか、生涯学習の果たす役割はますます重要となっており、「地域や家庭でともに学び支えあう社会」の実現のため、地域、家庭、学校と連携した生涯学習活動の推進とともに、人々のつながりやかかわりを作るため学習・交流活動の拠点となる公民館、集会所など社会教育関係施設の適正な維持管理、設備の充実及び社会教育関係職員の体制強化を図ることが求められています。

また、図書館については、多くの市民に活用され、従来の閲覧・貸出の役割にとどまらず、子育て支援やビジネス支援、医療・健康コーナー設置などの市民ニーズに応じた図書館サービスを提供してきましたが、ICタグや自動貸出機等の導入に伴う運営の効率化や、電子図書館サービスの導入により図書館サービスの一層の充実を図り、併せて、令和6年度に策定した「第四次宇佐市子ども読書活動推進計画」に沿って、家庭、地域、学校等や関係機関と連携して幼児期から本に親しみ、親子で読書を深めるための環境づくりに努めます。

イ 義務教育

少子化の進行や情報化、グローバル化の進展など子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中で、学校には様々な役割が期待されています。また、子どもが地域の大人など様々な他者と関わる機会も減少しており、地域が担ってきた子育てや社会性育成などの機能が低下しているといわれています。

本市としては市内小中学校では、積極的に保護者や地域の人々に信頼される開かれた学校づくりを進めるため、授業参観や施設開放など地域の特性を活かした様々な取り組みを行っており、毎月「宇佐市教育の日」として各小中学校の参観ができる日を設定しています。

今後も学校運営協議会を核として「地域とともにある学校づくり」を推進することで、保護者や地域との連携の強化を図り、地域とともにある信頼される学校づくりに取り組みます。

また、これまで学校施設の耐震化や空調整備の設置に重点的に取り組むとともに、市単独での臨時講師、外国語指導助手等の配置など義務教育の充実に努めてきましたが、今後も、施設の長寿命化計画による老朽化対策や義務教育

年間を通じた授業改善により基礎・基本の定着や学習意欲の向上に取り組む必要があります。

また、令和2年度末に配備した1人1台のタブレット端末を効果的に活用することで、児童生徒の情報活用能力の向上等を図って行く必要があるほか、いじめ、不登校未然防止に向けた道徳・人権教育の推進、体験活動や生徒指導の充実や体力の向上に向けては、体を動かすことの楽しさを味わう経験をさせ、体力づくりを強化していくことが必要となります。

なお、学校給食については、ガイドラインによる施設整備や衛生環境の充実に努めていくとともに、アレルギー対応食の提供の実施による安全安心な給食の提供や地場産品の利用拡大を通じた食育の推進にも、積極的に取り組んでいく必要があります。

ウ 高等学校教育

本市の高等学校への進学率は、近年ほぼ100%であり、ほとんどの生徒が進学を希望していますが、市内における高等学校数は公立高校で普通科高校が2校（うち1校は連携型中高一貫教育）、専門高校が1校、他に私立高校が1校（普通科、専門科）、通信制の私立高校が1校の5校ありますが、通学距離を考えると高校選択の余地はほとんど無いのが現状で、特に専門高校は希望学科の関係から近隣市外の高校に進学する生徒が30%を超える状況となっています。

進学者のニーズの多様化による近隣市への流出を防ぐため、生徒の能力・適性、興味・関心、進路等の多様なニーズに対応した特色ある支援、通学用の公共交通機関の整備及び遠距離通学者に対する支援、さらには実業系の資格取得等の促進によるヒトづくりの充実が求められています。

また、生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現を目指すため、小学校、中学校及び高等学校が連携し、継続的な指導を行うことが求められるとともに、学校種間を円滑に接続する小中高一貫教育の研究成果を踏まえた取り組が必要です。

さらに、自らの能力や適性などにあった進路を選択し、高校生活を継続できるよう、経済的に支援していく奨学制度の充実に努めます。

エ スポーツ

平成23年6月に国のスポーツ基本方針等を定めるスポーツ振興法が改正され、スポーツ基本法が制定されました。法において地方公共団体は、その地域の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるよう求められています。本市では、平成25年3月に宇佐市スポーツ推進計画（以下「本計画」とする。）を策定し（令和2年1月に改訂。令和8年度再改訂予定）、計画的に取組を進めています。

本計画の推進体制としては、市民代表や関係機関代表、学識経験者で組織する「宇佐市スポーツ推進協議会」を設置し、協議会において本計画の実施状況の点検・評価を行うとともに、今後の推進施策等を定期的に協議・検討しています。

本計画では、基本目標として「スポーツを通じた人づくり」「スポーツを活かす仕組みづくり」「スポーツのできる場所づくり」を3つの柱として掲げています。「スポーツを通じた人づくり」には、スポーツの普及啓発活動の推進や人材育成を、「スポーツを活かす仕組みづくり」には、多様なスポーツ機会の提供やスポーツ環境を支える体制整備を、「スポーツのできる場所づくり」には、スポーツ拠点施設として位置づけられている平成令和の森スポーツ公園、総合運動場、総合体育館について、機能強化や適切な更新を図るなど、市民がいつでも気軽にスポーツを楽しめる場所を確保していくことを、具体的な取組として推進していく必要があります。

(2)その対策

ア 生涯学習

市民が学習・活動するための施設・設備や活動機会の充実等により市民が生きがいを持ち、より豊かな生活を送ることができる社会の実現に努めます。

図書館については、より一層の図書館サービスの充実や読書活動の推進、環境整備に努めます。

イ 義務教育

知・徳・体のバランスのとれた質の高い教育を提供し、安心し信頼して子どもを託すことのできる環境を整えるため、教科指導・生徒指導等の教育内容の充実に努めるとともに、安全安心な学校づくりに向けた学習環境の改善や学校施設・設備の充実に努めます。

また、学校と家庭や地域社会とが一体となり取り組みを推進することにより、地域に開かれた学校づくり、信頼される学校づくりに努め、子どもたちの健全な体の育成を図るため、栄養バランスの取れた学校給食を提供するとともに、学校給食を通じて食に関する指導を推進します。

ウ 高等学校教育

小学校、中学校及び高等学校を円滑に接続し、継続的に指導するため、小中高連携教育の推進に努めるとともに、関係機関に対する教育課程の編成や学科の設置に関する要望、奨学制度の充実等による進学支援に努めます。

エ スポーツ

スポーツ推進計画に沿って、「スポーツを通じた人づくり」、「スポーツ

を活かす仕組みづくり」、「スポーツのできる場所づくり」に対する具体的な取組を推進し、計画の基本理念である「“する”、“みる”、“支える”スポーツ振興による宇佐の地域づくり」を目指します。

(3)計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の 振興	(1)学校教育 関連施設			
	校舎・屋内 運動場	小学校各種整備改修事業 中学校各種整備改修事業	宇佐市 宇佐市	
	給食施設	宇佐学校給食センター設備更新 事業	宇佐市	
	(3)集会施 設、体育施設等			
	公民館	公民館再編・長寿命化対策事業	宇佐市	
	体育施設	総合体育館・市民プール長寿命 化対策事業 総合運動場長寿命化対策事業 平成令和の森スポーツ公園長寿 命化対策事業 市営球場再編・長寿命化対策事 業 農村交流センター長寿命化対策 事業	宇佐市 宇佐市 宇佐市 宇佐市	
	図書館	図書館長寿命化対策事業	宇佐市	
	(4)過疎地域 持続的発展特別 事業			
	義務教育	遠距離通学補助事業 小学校 遠距離通学補助事業 中学校 外国語指導助手派遣事業 特別支援教育支援員配置事業	個人 個人 宇佐市 宇佐市	
	高等教育	全国募集 支援協議 会等		

(4)公共施設等総合管理計画との整合

教育施設の管理運営については、教育振興の観点から利用増に向けた取組を進めるとともに効率化等による運営収支の改善を図ります。

施設のあり方検討に際しては、住民生活への影響に十分配慮するとともに、

地域の特性やバランス、老朽化や利用状況等を考慮し、適正配置を推進します。今後も必要とされる公共施設等については、少子高齢化の進行や民間事業者の動向等を踏まえ、安全性を確保して有効活用を行うとともに長寿命化、拠点化又は複合化など状況に応じて効果的な整備（脱炭素化や耐震化・強靭化を含む）を推進します。また、耐用年数を超過した低利用施設等については、地域の意見も踏まえ、用途変更や廃止・解体も含めて見直しを検討します。

小中学校については、定期的な点検や計画保全等により学校施設の安全確保に努めるとともに、余裕教室等については教育と親和性の高い機能との複合化など有効活用を検討します。今後も少子化により児童・生徒数の減少が見込まれることから、施設・設備の更新や大規模改修の際は、中長期的な視点で効率的かつ効果的な活用に向けて適切な規模・仕様等について検討し、国県の動向を踏まえ、再編・長寿命化計画（統廃合の場合はスクールバスを検討）を策定し、計画的に実施します。併せて、屋内運動場やプールなどについても、共同利用を含む拠点整備や代替案を検討します。

学校給食センターについては、食の安全や作業環境の改善等に努めるため、施設・設備の定期的な点検や計画保全に努めます。今後の施設のあり方については、児童・生徒数の減少等を踏まえ、中長期的な視点で、効率的かつ効果的な配置や適正規模を目指して大規模災害時の対応も含めて検討し、再整備や長寿命化などの計画を策定し、実施します。

スポーツ施設については、安心してスポーツできる環境を確保するため、定期の点検や施設・設備の計画保全に努めます。今後の施設のあり方については、利用状況や収支見込等を踏まえ、中長期的な視点で、拠点整備や長寿命化などの効率的かつ効果的な計画を策定し、実施します。

図書館については、既存施設の複合化など利用増に向けた取組を進めるとともに施設・設備の定期的な点検や計画保全に努めます。今後の施設のあり方については、分館も含めた利用状況等を踏まえ、長寿命化計画を策定し、実施します。

10 集落の整備

(1)現況と問題点

ア 地域コミュニティ

人口減少・高齢化や過疎化の進行により、集落の小規模化、核家族化や価値観の多様化、急速な情報化の進展により、近隣の人と人とのつながりが希薄化し、住民が地域活動に参加する機会の減少や動機が薄れています。

また、自治会などの会員や行事への参加者の減少、役員の担い手不足などにより、子育てや教育、地域の安全安心や環境対策など、これまで地域コミュニティにより育まれ支えられてきた地域社会の絆が失われつつあります。

それにより、これまで地域の生活を支え合ってきた集落においては、共同作業や地域活動の維持、伝統文化の継承が困難になるなど集落機能の低下が懸念されています。

一方で、ますます多様化する地域課題や住民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、住民と行政が協働し、地域の課題は地域で解決していく「課題解決型の地域コミュニティ」への転換や「小さな拠点」づくりを通じた持続可能な集落地域づくりが求められています。

本市においては、住民の半数以上を65歳以上が占める小規模集落が、市内の周辺部を中心に点在していることから、小学校区又は旧小学校区を単位とした地域コミュニティ組織を19組織設立（令和6年度末現在）し、地域の特性を活かした総合的なまちづくりに取り組んできました。

今後も、組織化されていない地域においてコミュニティ組織の設立が求められるとともに、住民自治組織の拠点施設の提供や活動支援、相互連携の強化等によりコミュニティ活動の活性化に向けた支援の継続と自立可能な組織の構築、それらを牽引する人材の発掘・育成が求められます。

イ 集落の整備

若年層の流出による集落の後継者不足から、集落内における人口減少と一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が周辺部において増加する一方で、交通基盤や生活環境基盤が整備されている集落では、世帯数が増加傾向にあり、集落の拡大が進んでいます。

今後は、各集落の実態を把握するとともに、集落の在り方や自治会の再編成について検討する必要があります。

基盤整備が遅れている集落については、道路、バス等の交通基盤や水道、生活廃水処理施設等の生活基盤の整備を推進するとともに、定住促進住宅や空き家改修により都市からの受け入れ体制を整備する必要があります。

また、自治会等の集落を維持する住民主体の活動に対して支援していく必要があります。

(2)その対策

ア 地域コミュニティ

宇佐市地域コミュニティビジョンに基づき、基盤となる体制を整備するため、自治会や地域活動団体などが連携した地域コミュニティ組織の設立に努めます。

また、地域コミュニティ組織が自主的かつ積極的に活動できるように、人的支援や人材育成、施設提供など各種支援に努めます。

イ 集落の整備

集落の整備については、地域の特性を踏まえ交通基盤並びに生活環境基盤の整備を行い、安全で安心して暮らせる集落の構築を推進します。

(3)計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備考
10 集落の 整備	(1)過疎地域集落 再編整備			
		空き家活用事業	宇佐市	
	(2)過疎地域持続 的発展特別事業			
	集落整備	新コミュニティ形成推進事業	宇佐市	
		地域おこし協力隊活用事業	宇佐市	
	(3)その他			
		麻生地区活性化センター長寿 命化対策事業	宇佐市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

集落施設等の整備検討に際しては、住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域の特性やバランス、老朽化や利用状況等を考慮し、適正配置を推進します。今後も必要とされる公共施設等については、少子高齢化の進行や地域コミュニティ組織等の活動状況を踏まえ、広域化や相互利用なども含めて効果的な整備（脱炭素化や耐震化・強靭化を含む）を支援します。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 文化・芸術活動

文化・芸術活動は、人々の創造性を育み地域社会に活力をもたらす源泉であり、市民一人ひとりがゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現するため重要な役割を担っています。

近年、社会生活に潤いをもたらす文化・芸術活動の充実が求められており、人々は身近な場所での活動や、文化芸術作品の鑑賞及び、創造することができることを期待しています。地域文化を大切にする心を育み、地域における文化振興には、それぞれの特性を生かしたうえで、個性豊かな文化を育てる必要があります。

また、単なる文化振興に留まることなく、地域の歴史観光資源の活用など地域資源を活用した文化事業を市民と共に企画し、展開することにより、観光振興や地域活性化に繋げることが期待されています。

さらには、文化振興を図るための拠点となる文化会館は、地域文化や芸術活動への支援や振興を図ることを目的として運営されておりますが、開館から40年以上が経過し、施設・設備ともに老朽化が著しい状況となっています。今後の円滑な運営を行っていくためには、施設の修理や改修を適切に行い、時代のニーズに合わせた機能を追加していく等、文化・芸術活動の充実及び魅力的なまちづくりにつなげていく必要があります。

イ 文化財

文化財は、歴史・文化等の正しい理解と将来の豊かな生活や文化の向上・発展の基礎となるとともに、地域の活性化や観光振興に資する貴重な資源です。

本市は、昭和51年に「文化財保護宣言都市」を全国に先駆けて提唱し、さらに合併後の平成18年に再度決議することで、「先人が築き上げた貴重な文化財を市民全体で保護する」という市民意識の高揚を図るとともに、外部に向けて保護意識の表明を行いました。

そのなかで、国宝宇佐神宮本殿や国指定重要文化財善光寺本堂、国指定特別天然記念物オオサンショウウオをはじめ、国・県・市の指定文化財が多く存在するため、これらの文化財の保存や保護に努めるとともに、未来に継承するための活動にも力を注ぐ必要があります。

しかし、文化財の中には、朽損が顕著なもの、定期的な管理を必要としているもの、継承者の育成を必要としているものなど多くの課題があり、このような貴重な文化財が失われないよう、より一層の保存対策と支援を講じることが求められています。

また、文化財愛護意識を啓発・普及するために、資料館などの拠点施設の整備や観光分野との連携等が求められ、戦争遺構については、戦後80年を経過し

体験者が減少する中、戦争記憶の伝承の役割が“人”から“モノ”へと移り、遺構や資料の重要度が高まっていることから、遺構をめぐるフィールドミュージアムを推進するため、資料の収集やデータベース化、ガイド員の育成が必要となっています。

さらに、放生会など各地域の伝統文化や民俗芸能等の保存・継承を図るために、関係団体の活動支援や後継者の育成が求められます。

(2) その対策

ア 文化・芸術活動

身近にある歴史的な建造物や伝統的な行事、祭りなどの継承や、地域の特色ある文化活動の推進、豊かな自然を生かしたまちづくりなどを進め、地域の活性化に繋がる文化振興に努めます。

また、市民が文化芸術に触れる機会の充実を図るために、文化会館の適切な運営及び維持管理、各種文化団体の活動支援に努め、市民一人ひとりが真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活の実現を目指します。

イ 文化財

各種文化財の保護・保全を行い、収集・調査・研究を図るとともに、観光分野と連携して、それらを活用した普及・啓発活動に努めます。

また、国指定史跡などの重要遺跡や戦争遺跡の保存、それらを巡る拠点となる施設の整備、各種指定文化財の保存に向けた環境整備に努めます。

さらに、各地域に残る伝統文化や民俗芸能等を保存・継承するため、関係団体の活動支援に努めます。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 地域文 化の振興等	(1) 地域文化 施設等			
	地域文化振 興施設	宇佐海軍航空隊跡保存整備事業 宇佐文化会館施設整備事業 文化財資料保存整備事業	宇佐市 宇佐市 宇佐市	
	(2) 過疎地域 持続的発展特別 事業			
	地域文化振 興	宇佐学講座事業 オオサンショウウオ保護管理事 業	宇佐市 宇佐市	

(3)その他			
	史跡宇佐神宮境内保存整備事業	宇佐市	
	史跡法鏡寺廃寺跡保存整備事業	宇佐市	
	史跡小部遺跡保存整備事業	宇佐市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

施設の管理運営については、地域活性化や文化芸術振興の観点から利用増に向けた取組を進めるとともに、効率化や収益性の向上を図ります。文化施設のあり方検討に際しては、住民生活や文化団体への影響に十分配慮するとともに、地域の特性やバランス、老朽化や利用状況等を考慮し、適正配置を推進します。今後も必要とされる公共施設等については、安全性を確保して有効活用を行うとともに長寿命化、拠点化又は複合化など状況に応じて効果的な整備（脱炭素化や耐震化・強靭化を含む）を推進します。また、耐用年数を超過した低利用施設等については、廃止・解体も含めて見直しを検討します。

文化会館の機能については、再編計画に基づき、段階的に1施設に集約します。宇佐文化会館への集約については、施設・設備の状況、利用状況や収支見込等を踏まえて基本構想を検討し、民間活力導入調査等により複合化（低利用スペースの有効活用等）、改築（全部又は一部）又は長寿命化などの整備計画を策定し、実施します。安心院文化会館及び院内交流ホールについては、舞台やホール部分の用途廃止などを段階的に実施するとともに機能移転に伴い必要となる周辺地域の文化芸術振興対策を検討します。

12 再生可能エネルギーの利用の促進

(1)現況と問題点

平成23年3月に発生した東日本大震災による深刻な電力不足に直面し、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーへの転換が課題となっています。

そうした中、本市においては、令和元年に策定した宇佐市地球温暖化対策実行計画に基づき、二酸化炭素の排出抑制と安定的なエネルギー確保を目指すため、再生可能エネルギーや低炭素社会に関する普及啓発に努めてきました。

しかし、世界規模の地球温暖化に対する取り組みには特効薬的なものではなく、それぞれのコミュニティが小さな施策や取り組みを繰り返し、積み重ね、また広げていくことで実現に向かうしか手法がないことから、本市としてもこれらの問題を自分自身の問題として受け止め、様々な課題に真摯に立ち向かっていく姿勢を明らかにするため令和2年11月に全国で28番目となる「世界気候エネルギー首長誓約」に署名しました。

今後は、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの利用促進や電気自動車の普及促進をはじめとした各種関連施策に市と市民、そして事業者とが協働して積極的に取り組むことで、持続可能な社会の発展を目指す必要があります。

(2)その対策

宇佐市環境基本計画や地球温暖化対策実行計画に基づき、再生可能エネルギーの導入推進によるゼロカーボンシティの実現に努めます。

(3)計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 再生可 能エネルギ ーの利用の 推進	(2)過疎地域 持続的発展特別 事業			
	再生可能工 エネルギー利 用	地球温暖化対策事業	宇佐市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

「第3次宇佐市地球温暖化計画」に基づき、公共施設等の改修計画等に際しては、財政状況等を踏まえ、効率的に脱炭素化を推進します。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1)現況と問題点

近年、交通や情報通信手段の進展や市民ニーズの多様化等により日常的な行動範囲は拡大を続け、市民の生活圏や行政運営は市域を越えた広がりを見せており、深刻化する少子高齢化や都市への人口流出の問題に対し効果的に対応するためには地域的かつ高度な施策展開の必要性が一層高まっています。

このため、近隣市との連携が求められる課題について、積極的に地域的な行政サービスの充実や新しい行政ニーズへの対応に努める必要があります。

地域的な諸課題に対しては、宇佐・高田・国東広域事務組合、中津市との定住自立圏形成協定の締結により圏域7市町で形成された九州周防灘地域定住自立圏で施策を展開しています。

今後も引き続き各種地域課題の解消に向けて周辺自治体との連携を強化する必要があります。

一方、今後のまちづくりは、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能なまちづくりを可能とすることが大きな課題となっています。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等を集約誘致し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできる「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを行政と住民、民間事業者が一体となって進めていくことが求められています。

(2)その対策

宇佐・高田・国東広域事務組合との連携により、地域一般廃棄物処理施設の適正な管理運営に努めます。

九州周防灘地域定住自立圏共生ビジョンに基づき、中津市ほか5市町と連携し、小児救急センターの運営費応分負担による小児救急医療体制の確保や、圏域の中小企業の従業者に対する共済金の給付や余暇活動に対する助成を行うサービスセンターの運営、圏域の交通ネットワークを活用した地域観光ネットワークを形成等、圏域マネジメント能力の強化に努めます。

また、持続可能なまちづくりの指針となる「立地適正化計画」に基づき、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの取組を推進します。

(3)公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の管理運営については、地域振興の観点から利用増に向けた取組を進めるとともに、効率化や収益性の向上を図ります。交流施設のあり方検討に際しては、住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域の特性やバランス、老朽化や利用状況等を考慮し、適正配置を推進します。今後も必要とされる公共施設等については、安全性を確保して有効活用を行うとともに地域化や

相互利用も念頭に、長寿命化、拠点化又は複合化など状況に応じて効果的な整備（脱炭素化や耐震化・強靭化を含む）を推進します。また、耐用年数を超えた低利用施設等については、廃止・解体も含めて見直しを検討します。

案

事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	関係人口創出事業 (地域づくりの担い手不足の解消等を目的として、将来的な移住人口につながる可能性が高い関係人口の創出、拡大を図る。)	宇佐市	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性ではなく、将来に及ぶ事業である
		「うさ暮らし」移住満足度100%事業 (移住希望者の受入体制づくりと共に、積極的なPRを行い、空き家の解消や移住者による地域活性化に繋げていく。)	宇佐市	
		婚活応援事業 (出会いの場の創出等により、若者の結婚活動を推進することで、結婚後の市内への定住を促進する。)	宇佐市	
	地域間交流	安心院フェア葡萄酒まつり支援事業 (宇佐市の特産品であるブドウやワインを通じ、各種団体・機関がその総力を結集して、地域振興並びに地場産業の発展を図る。)	安心院フェア実行委員会	
		グリーンツーリズム推進事業 (NPO法人安心院グリーンツーリズム研究会等と連携し、受入家庭の支援を通じて報発信や体験型プランの拡大に努め、教育旅行等の受け入れ態勢の強化や集客を図る。)	宇佐市	
		姉妹都市、国際交流事業 (国内外の友好・姉妹・交流都市(ホノルル市、慶州市、和気町、奈良市、八尾市、長洲町、多賀城市)との人的交流、文化交流の一層の充実を図るとともに新たな交流への発展に努める。)	宇佐市	
		多文化共生推進事業 (地域社会への多文化共生の意識啓発や、地域住民と外国人住民との交流の場をつくるため、住民や企業、NPO等への啓発や、学校、図書館、公民館等の様々な拠点づくり、地域住民が交流する機会を創出する。)	宇佐市	
	人材育成	協働のまちづくり推進事業 (持続可能なまちづくりやまちおこしのシステム構築を目的として、地域活性化に資する活動を行う市民団体等の支援を図る。)	宇佐市	

	その他	サテライトオフィス等活用サポート事業 (宇佐市の地域課題や社会的課題の解決及び地域特性の活用による市民サービスの向上や産業技術の実用化を図る企業の誘致を推進するため、市内にサテライトオフィス等を設置し、デジタル技術等を活用した実証実験を企画する企業をサポート（伴走支援）する。)	宇佐市	
		ドローン活用生活支援事業 (ドローンを活用し、買い物支援等の生活支援を実施する。)	宇佐市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	有害鳥獣防止対策事業 (有害鳥獣による被害防止を目的に、電気柵や鉄線柵等設置に対して助成する。)	個人集落等	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である
		鳥獣被害防止総合支援事業（広域連携型） (宇佐市鳥獣被害対策協議会が集落単位で実施する、鉄線柵設置に対する資材購入事業。)	鳥獣被害対策協議会	
		有害鳥獣捕獲事業 (農林作物に被害を及ぼす有害鳥獣捕獲に対する捕獲報奨金を支給。)	有害鳥獣駆除班員	
		中山間地域等直接支払制度補助 (耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産活動を継続するための支援を行う。)	宇佐市	
		多面的機能支払交付金事業補助 (農業・農村の有する多面的機能(国土の保全、水源涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等)の維持・発揮を図るために地域の共同活用に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する)	宇佐市	
		環境保全型農業直接支払交付金事業 (近年技術産業の著しい発展の一方で、地球温暖化や生態系の保護など環境保全面での課題は深刻な状況となっている。これらの問題に対し、農業の持つ物質環境機能を活かし、生産性と調和に留意しつつ環境保全型農業に取り組む農業者を支援する。)	宇佐市	
		国東半島・宇佐地域世界農業遺産推進事業	宇佐市	

	(国東半島宇佐地域は 2013 年 5 月、世界食糧農業機関により世界的に価値があるものとして世界農業遺産に認定され 次世代に継承するため様々な啓発普及活動を行うとともに、他の GIAHS 地域との交流等を通じ地域の活性化を図り、農業の促進及び農村文化の維持発展を目指す。)	
	両合棚田再生プロジェクト事業 (棚田の耕作再開をベースとして、地域資源を活用した商品の開発や交流人口の創出等を総合的に展開することにより持続可能な両合棚田を創造する。)	宇佐市
	産地が取り組む就農支援研修等強化事業 (就農学校やファーマーズスクールの運営経費を支援し、担い手の確保・育成に取組む。)	宇佐市
	漁業再生支援事業 (第 4 期宇佐管内漁業再生計画に基づき「漁業生産基盤の整備」「流通基盤の推進」「漁業推進体制の強化」に取り組み、漁場の生産性向上、漁業収入の向上、漁協組織の維持と漁業コスト削減を図る。)	宇佐市、事業者等
商工業・ 6 次産業化	資源のブラッシュアップ事業 (宇佐産の農産物等を活用した商品開発や、ブランド認証事業者の増産等のための施設整備等に対しての助成を行う。また、味一ねぎ、ゆず、ぶどう、米など品目ごとにブランド化等に向けた事業を行う。)	宇佐市、事業者等
	ブランドのチャームアップ事業 (毎年度「宇佐ブランド認証品」を追加認証し、広く PR 活動を行うとともに、認証品を中心とした 6 次産品の販路拡大支援を行う。)	宇佐市、事業者等
	U S A ・ 人材 U I ターン雇用拡大推進事業委託 (雇用拡大推進員を配置し、企業と人材のマッチングを推進する。)	宇佐市
観光	フィルムコミッショング事業 (映画やドラマの誘致活動を行いそのロケ地を新たな観光資源として活用する。)	宇佐市
	観光戦略総合対策事業（誘致促進・資源強化事業） (宇佐市を訪れる観光入込客数の更なる拡大を図るため、旅行会社に対するツアーコース支援やスポーツ大会を開催する団体への宿泊支援等の補助金の支給を行う。)	宇佐市

		観光戦略総合対策事業（情報発信強化事業） （宇佐市の観光情報発信やイベント出展、プロモーションを展開し、知名度向上・誘客促進を図る。）	宇佐市	
--	--	---	-----	--

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 地域に おける 情報化	(2)過疎地域持 続的発展特別事 業 情報化	デジタル市役所推進事業 (職員の業務効率化を図るため、A I チャットボットやテレワークシステムの導入等や出先回線増強等の対応、I C T の利活用を図る。)	宇佐市	地域の持 続的発 展に資する もので、 効果は一 過性でな く、将来 に及ぶ事 業である

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施 設の整 備、交 通手段 の確保	(9)過疎地域持 続的発展特別事 業 公共交通 交通施設維持	総合交通対策事業 (主に鉄道・幹線バス・コミュニティバスなど、全ての公共交通を総合的に考慮し、検討を行う。) コミュニティバス運行事業 (主に民間バス路線が運行していない地域を対象に、地域住民の生活路線として自治体で運行を行うもの。) 新たな公共交通体系構築事業 (地域の実情に応じた移動手段を確保するため、予約制乗合タクシー等新たな公共交通体系を構築する。) 路線バス維持事業 (宇佐市内を運行するバス路線について、赤字補てんを行うことで路線維持を図る。) 駅構内施設管理事業 (宇佐市が管理する待合室トイレ等の駅構内施設の維持管理をする。)	宇佐市 宇佐市 宇佐市 宇佐市 宇佐市	地域の持 続的発 展に資する もので、 効果は一 過性でな く、将来 に及ぶ事 業である

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環 境の整 備	(7)過疎地域持 続的発展特別事 業			
	防災・交通・ 防犯	<p>L E D 防犯灯設置等補助事業 (自治区が行う LED 防犯灯の新規設置、既設蛍光灯等から LED 防犯灯への取替並びに故障した LED 防犯灯の再取替に対し、経費の一部を補助し、安全・安心なまちづくりの実現を図る。)</p> <p>特殊詐欺等防止機能付き電話機等 購入費補助金 (特殊詐欺等防止機能付き電話機等を購入した満 60 歳以上の方又は満 60 歳以上の方と同一の世帯に属する方に対し、購入費用の一部を補助し、特殊詐欺等の被害防止を図る。)</p> <p>防犯カメラ設置費補助金 (自治会等が設置する防犯カメラの設置に対し、経費の一部を補助し、安全・安心なまちづくりの実現を図る。)</p> <p>運転免許証自主返納支援事業 (自主的に運転免許証を返納した満 70 歳以上の方に対し、1 万円相当のタクシー等交通回数券若しくは 1 万円を上限とする交通用具購入に対する奨励金を交付し、高齢者が関与する交通事故の減少を図る。)</p> <p>南海トラフ地震等防災力向上事業 (大規模自然災害に備えた学習会の開催及び啓発活動により、住民一人ひとりの防災意識を醸成する。また、避難運営訓練を通じ、住民主体の避難所運営の能力を向上する。さらに、各種防災資機材及び備蓄品の整備を行い、地域の防災力の底上げを図る。)</p> <p>自主防災組織活性化事業 (近年頻発する大規模自然災害などに備え、各地域の自主防災組織の防災活動に対する補助のほか、防災士の育成やスキルアップを行うことで、地域防災力の強化を目的とする。)</p>	宇佐市 宇佐市 大分県 宇佐市 宇佐市	地域の持 続的発展 に資する もので、 効果は一 過性でな く、将来 に及ぶ事 業である

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て 環境の 確保、 高齢者 等の保 健及び 福祉の 向上及 び増進	(8)過疎地域持 続的発展特別事 業			
	児童福祉	放課後児童健全育成事業 (授業の終了後等における児童の遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。)	宇佐市	地域の持 続的発展 に資する もので、 効果は一 過性でな く、将来 に及ぶ事 業である
		地域子育て支援拠点事業 (少子化対策として子育て支援拠点を整備し、子育てに対する不安感等を取り除くことにより、子どもの健やかな育成を図る。)	宇佐市	
		児童育成支援拠点事業 (養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童に対し、居場所となる場の提供、学習サポート、進路相談、食事の提供等を行う。)	宇佐市	
		病児病後児保育事業 (病気の子どもを保護者が仕事などで保育ができない場合に一時的に預かることで、保護者の子育てと就労を支援する。)	宇佐市	
		一時預かり事業 (保育所等を利用していない家庭において突発的な事情により一時的に保育が困難な際に保育所等において児童一時的に預かる)	宇佐市	
		障害児保育事業 (障害児の保育を促進するため、知識を有する保育士を配置する施設に対し経費の一部を補助する。)	保育所 認定 こども園	
		延長保育事業 (就労形態の多様化に伴い、保育所の開所時間中の児童の送迎が困難な家庭に対し、通常の保育時間を延長する。)	保育所 認定 こども園	
		休日保育事業 (保護者が就労のため、日曜・祝日においても保育施設で保育を必要とする子どもに対し保育を提供する。)	保育所 認定 こども園	
		保育所職員研修事業 (保育所職員の資質向上のための研修を行う経費の一部を補助する。)	保育所 認定 こども園	
		定期予防接種事業 (予防接種法に定められている予防接種を大分県内医療機関等で実施し、その費用を支援する。)	宇佐市	
		育児支援対策事業 (地域における子育て支援や子どもの健全育成を目的とし、妊娠中の夫	宇佐市	

	<p>婦を対象とした妊娠、出産に係る相談や交流の場を提供する。また子育て中の親を対象とした事故予防などに関する学習の場などを提供する。)</p> <p>妊産婦乳児健康診査費助成事業 (母子健康手帳交付の際、妊婦健診受診券、乳児健診受診券を交付し健診費用を助成する。)</p> <p>乳幼児健康診査事業 (乳幼児の発育発達の確認や相談、必要な栄養、保健指導を行い、発育発達に心配のある児に対して相談、精密検査や療育への紹介を行う。)</p> <p>ひとり親家庭等医療費助成事業 (ひとり親家庭の親及びその者に監護されている児童、父母のいない児童を対象に医療費の保険診療にかかる負担金を助成する。)</p> <p>産後ケア事業 (出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児サポートを行う。)</p> <p>こども家庭センター事業 (全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的な相談支援等を行う。)</p>	
高齢者・障害者福祉	<p>高年齢者労働活動能力活用事業 (高齢者への雇用機会と地域福祉の増進を目的とした事業に要する経費について補助する。)</p> <p>転倒予防推進事業 (寝たきりを防ぐための体力づくりとして、身近な公民館で体操を行う「地域に根ざした介護予防教室」の拡大を図るとともに、リハビリの専門家の指導が受けられる場を確保する。)</p> <p>高齢者ふれあいサロン事業 (高齢者の社会的孤立感の解消、自立生活の助長、要介護状態の予防等を図るため、地域の公民館等に「高齢者ふれあいサロン」を設置する。)</p> <p>地域型認知症予防プログラム事業 (認知症を発症していない一般の高齢者を対象に認知症予防を目的としたプログラム（認知症予防教室等）を実施する。)</p>	シルバー人材センター 宇佐市 宇佐市 宇佐市 シルバー人材センター 宇佐市 宇佐市 宇佐市 宇佐市

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 医療の 確保	(3)過疎地域持 続的発展特別事 業			
	その他	子ども医療費助成事業 (医療費に係る保護者の経済的負担を軽減し、疾病の早期発見、早期治療で重症化を防ぎ、子どもの保健の向上を図る。)	宇佐市	地域の持 続的発展 に資する もので、 効果は一 過性でな く、将来 に及ぶ事 業である
		不妊治療費助成事業 (不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減と、子どもを産みたい人が産める環境づくりのために、保険適応外の治療費に対する助成を行う。)	宇佐市	
		在宅当番医制運営費 (休日における初期救急患者等の受け入れ先としての医療の確保のため在宅当番医を医師会に委託する。)	宇佐市	
		第2次救急医療施設運営費 (診療収入だけでは救急医療体制の維持が困難なため、休日、夜間の救急医療体制確保に係る人件費を補助することで恒常的な救急医療体制を確保する。)	宇佐市	
		定住自立圏小児救急医療施設負担金 (中津市民病院における小児救急医療体制の安定的な運営を図るため、圏域市町で利用実績に応じて医師の人件費を負担する。)	宇佐市	
		へき地医療拠点における内科医療人材育成事業費負担金 (宇佐高田医師会病院における内科医の育成及び地域医療を支援することを目的に大分大学からの専任教員の派遣費の一部を負担する。)	宇佐高田 医師会病 院	
		救急安心センター事業負担金 (救急搬送体制や医療体制の維持を図るため、救急車を呼ぶか迷う方が看護師等に相談できる電話窓口の運営費の一部を負担する。)	大分県	

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の 振興	(4)過疎地域持 続的発展特別事 業			
	義務教育	遠距離通学補助事業 小学校 (自宅から学校までの距離が遠く、歩き等による通学が困難な家庭に対	個人	地域の持 続的発展 に資する

	し公共交通利用等に係る費用を支給する)		もので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である
	遠距離通学補助事業 中学校 (自宅から学校までの距離が遠く、徒步等による通学が困難な家庭に対し公共交通利用等に係る費用を支給する)	個人	
	外国語指導助手派遣事業 (生徒の英語力向上のため、各学校に対し外国語指導助手を派遣する)	宇佐市	
	特別支援教育支援員配置事業 (特別な支援を必要とする子どもの日常生活動作の介助や学習活動上のサポートを行う特別支援教育支援員を学校に配置する。)	宇佐市	
	高等教育 全国募集支援事業 (市内高等学校が生徒を全国募集する場合に、円滑な受け入れや支援体制を構築することを目的に全国募集支援協議会等が実施する各種支援事業に対し支援する。)	全国募集支援協議会等	

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	新コミュニティ形成推進事業 (市内全域において地域コミュニティ組織の組織化や運営、活動の確立を図る。)	宇佐市	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である
		地域おこし協力隊活用事業 (総務省地域おこし協力隊制度を活用し、地域コミュニティ協議会の活動支援等を行う。)	宇佐市	

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	宇佐学講座事業 (宇佐市内の文化財に関する講座を開催する。また、文化財の学習機会の創出を図るため、学校や市民団体の要望に応えられるよう文化財についての出前講座や貸出展示等を実施する。)	宇佐市	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来

		オオサンショウウオ保護管理事業 (国指定特別天然記念物「オオサンショウウオ」の保護及び天然記念物「オオサンショウウオ生息地」の保存管理を実施する。)	宇佐市	に及ぶ事業である
--	--	--	-----	----------

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 再生可 能エネ ルギーの 利用 の推進	(2)過疎地域持 続的発展特別事 業 再生可能エネ ルギー利用	地球温暖化対策事業 (地球温暖化の進行は、気候変動を招き、人類の生存基盤及び社会経済の存立基盤を揺るがす重大な脅威となりつつある。その脅威に対し、生命・身体・財産の安全を確保するため、対策を実行する。)	宇佐市	地域の持 続的発展 に資する もので、 効果は一 過性でな く、将来 に及ぶ事 業である

案